

令和4年12月第15回本山町議会定例会会議録

1. 招集年月日及び場所

令和4年12月15日(木)

本山町議会議事室

2. 応招議員

1番	澤田 康雄	2番	川村 太志	3番	永野 栄一
4番	松繁 美和	5番	白石 伸一	6番	上地 信男
7番	中山 百合	8番	大石 教政	9番	吉川 裕三
10番	岩本 誠生				

3. 不応招議員

なし

4. 出席議員

応招議員と同じ

5. 欠席議員

不応招議員と同じ

6. 職務のため議場に出席した事務局員の職氏名

議会事務局長 泉 祐司 副参事 松葉 早苗

7. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長 澤田 和廣 副町長 高橋 清人 教育長 大西千 之
総務課長 田岡 学 住民生活課長 大石 博史 政策企画課長 中西 一洋
まちづくり推進課長 田岡 明 建設課長 前田 幸二 健康福祉課長 川村 勝彦
病院事務長 佐古田 敦子

8. 議事日程

日程第1. 一般質問

8番 大石 教政議員

- ・町政課題について
- ・地域・資源の活用について

- ・コロナ・インフルエンザ対応について
- ・災害・防災対策について

7番 中山 百合議員

- ・町の住宅政策と町有地について
- ・公衆トイレ（公共施設）の環境整備について

9番 吉川 裕三議員

- ・町長の政治姿勢を問う
- ・農業経営を維持可能なものにするための施策を問う
- ・学校教職員の働き方改革について

10番 岩本 誠生議員

- ・町長の行政課題への取組みについて
- ・デジタル化の推進について
- ・教育関係について
- ・防災関係について

開会 9:00

○議長（岩本誠生君）おはようございます。ただいまの出席議員は10名であります。定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付したプリントのとおりであります。
議事日程に入ります。

~~~~~

#### 日程第1. 一般質問

○議長（岩本誠生君）日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。

通告のありました順番に発言を許します。

8番、大石教政君の一般質問を許します。

8番、大石教政君。

○8番（大石教政君）皆さん、おはようございます。

議長の許しを得ましたので、8番、大石教政、一般質問を行いたいと思います。

本日は、町政の課題について、地域資源の活用について、コロナ・インフルエンザ対応について、災害・防災対策についての4点を出しております。

まず、今の世界情勢を見てもみますと、ウクライナ侵略戦争等をはじめ、非常に人類が経験、勉強してきたことが十分生かされていない、非常にこれはただ科学技術というか、教

育をもっといいほうに教育し、また、政治の世界もやっぱり成熟した社会というかならないと、なかなか一国のリーダーとか暴走した場合に止められない、非常にこういうことが続いているという異常事態がそのまま続いているということが、非常にゆゆしき問題と思われれます。

また、本当、地球も人も宇宙人と思われれますけれども、これ、太陽系でもなかなか少ないこの人類、また、ほかの宇宙人もやっぱり地球の姿を見ておるとも思われれます。やっぱり人も生まれてくるのも奇跡のような状態の中で生まれきうんであるんで、やっぱり大切に、一人一人の命を大切にしていきたいと思います。

本町におきましては、もう正月の準備も近くなってきたり、また、イルミネーションの飾りつけとか、あと、野鳥観察やナイトハイキング等冬のイベントとかできており、非常によいと思います。こういう平和がずっとやっぱり続くように、さきの戦争体験なんかも忘れんと、やっぱりこの平和を維持していく、努めていくことが非常に大事やと思われれます。

それでは、町政課題についての①で、今般の急激な物価高による生活への影響が懸念、影響が非常に出ております。本町独自のいろいろ支援策もやられておると思いますが、あと、物資の支援とか、また高騰の支援なんかも非常に必要ではないかと思われれますが、お伺いします。

○議長（岩本誠生君） 町長、澤田和廣君。

○町長（澤田和廣君） 皆さん、おはようございます。

8番、大石議員の一般質問にお答えをいたします。

急激な円安やエネルギー価格の上昇、ウクライナ情勢などによりまして、食料品などの日用品の物価の上昇により、町民の生活を直撃をしております。このため、新型コロナウイルス感染症対応地域創生臨時交付金を活用いたしまして、年度の前半にはプレミアムつきの商品券の発行事業を行いまして、現在も進行中でございます。

また、年末年始の消費需要に役立てていただきたいということで、1人1万円の商品券を各ご家庭へお届けをしました。日々の生活に必要な物価が上昇しているということで、物価高の一部の対応ではございますけれども、生活支援につながればということで実施したものでございます。

また、先ほど物資等という話でございましたが、今回は、その物資についてということとは予算では計上できておりませんが、この令和4年度では、本山町に住民登録がある方で、生活を一にしている大学生や専門学校生等に応援するという支援金と併せまして、本山町の物産、特産品をふるさと応援小包ということで送らせていただいたところでございます。どうかよろしくお願いたします。

○議長（岩本誠生君） 8番、大石教政君。

○8番（大石教政君） あと、今回のプレミアム券は、自己負担なしで非常にいいように思われれます。あと、やはり受け取りとか、いろんな県でもなかなか100%行き渡るのは難

しいとは思われますけれども、できるだけ広報活動としまして、やはりできるだけ多くの方が受け取れる、期限までに使えるということが非常に大事ではないかと思われまので、やはり広報活動と、あと郵便局なんかの人はおらんかって連絡というのをやはり町のほうも非常に広報活動が大事ではないかと思われまますが、お伺いします。

○議長（岩本誠生君）まちづくり推進課長、田岡明君。

○まちづくり推進課長（田岡明君）答弁をさせていただきます。

ご指摘のとおり、本制度を周知をしまして、住民の皆さんに有効に使っていただくという趣旨の事業でございますので、今後も引き続いていよいよ来週12月19日からこの商品券の使用が開始となりますので、そして、年明け1月末までの使用期限ということもございまして、そのあたり周知に徹底して対応していきたいと思ひます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（岩本誠生君）8番、大石教政君。

○8番（大石教政君）続いて、また持続可能なまちづくり、昨日もあつたんですけども、やはり熱心な取組うか、本町の場合もなかなか大きい企業の誘致とかいろいろそれも大事で、そういう場合には、国とか県とか町とか、非常に手厚い支援とかもできております。あと、こういう支援をやはり周りの地域、集落にも非常に支援していくことが、非常に大事ではないかと思われまますが、非常に本町だけに限らず、近隣町村を見ましても、やはり町の中心部のほうへは人が集まってくるけれども、やっぱり集落のほうだんだん人が減ってきて、5軒、6軒、10軒ぐらいとか順番に集落が、ふと気がつくと1軒2軒とかなくなってたりもしているんで、やっぱりそういうところへもどういふうにして維持ができていくかというのを取組、いかにして集落の維持の取組は大事ではないかと思われます。非常にやはりそこへ家を建てて住むときなんか、本当に車も何にもないような時代に土地を造成して家を建てる、今みたいな機械のないときに、非常に先人においては苦勞して、やはり家を建て、畑を作り、また水引いて、田畑を耕し、非常な苦勞をして今の本山町があるんで、やっぱりここ原点に戻るといふうか大切にしていくと、持続可能なまちづくりにつながってくるのではないかと思われまますが、お伺いします。

○議長（岩本誠生君）町長、澤田和廣君。

○町長（澤田和廣君）お答えします。

持続可能なまちづくりに向けたということで、特に中心部を離れた集落への支援ということだったらというふうにお聞きをしました。

住み慣れた集落、地域に引き続きそこで生活したいと希望される方、当然多くおられます。やはり大事なのは、やっぱり生活基盤ということで、道路であり、水道とかそういったものが需要だということで、そういった整備も進めているところでございます。それから、交通、地域交通ということで、コミュニティ・バスの運行とかデマンドバスの運行なんかにも取り組んでおります。それから、やはり安全という意味では、防災面での安全性ということについても、取組を進めていかなければならないというふうに思ひます。

そういう形で、町全体を見てそういう取組を進めていくと、当然町の中心部だけにまちづくりを進めるということではございませんので、今後も集会所の整備なんかも今計画もしておりますけれども、そういった一体的に整備を進めてまいりたいというふうに思います。

○議長（岩本誠生君） 8番、大石教政君。

○8番（大石教政君）やはり集会所なんか地域の核になってくると思われますので、あと、集会所なんかもやっぱり集会所の機能維持というか、集会所の整備も順番にやってこられておるとは思いますが、集会所関連で、今年は何件ぐらい整備する予定かお伺いします。

○議長（岩本誠生君）総務課長、田岡学君。

○総務課長（田岡学君）大石議員のご質問にお答えします。

集会所整備につきましては、大型事業が一定整備ができたということで、この間、計画的に整備をしていくということをお話もさせていただきました。本年度、1件の設計をしております、来年度以降、順次要望のある箇所を整備していきたいと考えております。

○議長（岩本誠生君） 8番、大石教政君。

○8番（大石教政君）続きまして、③の農村RMO事業の目的と集落活動センター事業との違いとか、関連しておるとは思われますが、非常に農村RMO事業とか、非常にいいアイデアもいっぱい出てきておると思われますが、いつもこういう会議は、本当にいつもすばらしいアイデアとか出てきております。これ、また実際に見える形にしていけないと、いろんな検討会議で非常にいいアイデアとかいい案ができておって、また、何年かするとまたいろんな活動事業計画の案みたいに、やっぱり元へ返ってきておると思われますので、やっぱり計画したら実行に移すということが非常に大事で、案を出すばかりで、なかなか実行がないとなると、案出した分が形になってくるのが、次へつながってくるのではないかと思われますが、お伺いします。

○議長（岩本誠生君）まちづくり推進課長、田岡明君。

○まちづくり推進課長（田岡明君） 8番、大石議員のご質問対しまして答弁をさせていただきます。

まず、農村RMO事業とは何かということをちょっと簡単に説明させていただきたいと思っております。

近年の少子高齢化や人口減少によりまして、集落の農業活動や地域のコミュニティー活動が低下をして、将来に不安が広がっております。そのような状況から、農林水産省では本年度から、複数の集落の機能を補完し、農業活動に合わせて生活支援や地域コミュニティーの維持に取り組む農村型地域運営組織、これを農村RMOという呼び名になっておりますが、その事業を開始をしております。本年度、初年度は高知県で四つの地域がモデル地域として選定されておりました、そのうちの一つが本山町ということになっております。

先ほども言いましたが、複数の集落によります集落協定でありますとか、集落営農などの組織、既存の組織ですね、そして、自治会や社協など多様な地域の関係者と連携して、協議会のほうを設立をし、RMO事業の基礎となる農用地の保全、地域資源の活用、農山村の生活支援に係る将来ビジョンづくりを現在進めております。

本山町につきましては、町内全域を対象区域として取り組むようにしております、今年度中に将来ビジョンの策定を目指しております。

高知県におきましては、全国に先行しまして集落活動センター事業が平成24年度より取り組まれております、既に汗見川集落活動センターが動いておりますし、行川と町内でその二つのセンターが動いておりますので、そういうこれまでの取組、仕組みも生かしながら実施、事業展開していく考えでおります。

また、RMO事業自体も、この高知県で先進的に取り組んでおりますこの集落活動センター事業というものを参考にした制度となっております、事業目的等は類似をしておりますけれども、このRMO事業のほうでは、先ほど言いました三つの柱、農地保全、地域資源の活用、生活支援の観点、これを重点にビジョンづくりをしていくというような計画となっております。

なお、議員のご指摘にもありましたとおり、計画をつくって、それで終わりとなつてはいけませんということで、本事業におきましては、この事業の策定の段階から地域住民に参画をしていただいて、自らが将来ビジョンを考えていただき、その目標を共有をすることで、今後実証事業に移る段階でも、住民自らが参加していただいて、具体的な取組につながるような、そういうような事業の仕組みとなっておりますので、今後はその運営母体となるような組織づくりも、今後そういうことも進めながら、このビジョンの達成に向かって動いていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（岩本誠生君）8番、大石教政君。

○8番（大石教政君）日本の農業は、やはり工業製品とか車関連の輸出とか、電化製品等の輸出等により、やはり国内の農林業が打撃を受けておる。アメリカなどとか外国なんかでは、米と輸出してやっぱり利益上がっておる。非常に日本ではやはり厳しい中で、農業、林業とか畜産やられております。その中で、やはりこの農業RMO事業、非常にすばらしいと思いますが、これはやはり予算等もないと、なかなか事業も厳しいと思われませんが、予算等とか、あと、この農村RMO事業は3年ぐらいか、それともずっとつなげていける事業なのか、お伺いします。

○議長（岩本誠生君）まちづくり推進課長、田岡明君。

○まちづくり推進課長（田岡明君）答弁をさせていただきます。

まず、このRMO事業の予算に関しましては、全額モデル事業の指定を受けておりますので、全額国の補助事業が当たるとなっております、上限が1,000万円、それを3年間で、この3年間の中でビジョンづくりから実証事業につなげて、一定このビジョンの

達成をして、将来展望した形へ向かっていく、3年間の中でその初期の動きをつくって、4年目以降につなげていく事業となっております。

3年目までは、先ほど言った上限1,000万の予算が国より交付されまして、4年目以降は、また国のいろんな事業を活用しながら、引き続いてこの事業の効果をつくり上げていく、そういう事業となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（岩本誠生君）8番、大石教政君。

○8番（大石教政君）3年間は1,000万が国から出てくる。やはり4年目以降に維持していけるような国等の補助とか受けないと、なかなか人員とか配置しておいても、4年目からやはり人件費等とか賄えんとかいうふうになると、いい制度が長く続けていくということが非常に大事で、国もやっぱり農村RMOとか目新しい、名前からいって、今までずっと取り組んできておることが名前が絶えず変わって、3年とか3年とかいうふうを目先が変わってきておるように見受けられるので、継続した取組が非常に大事と思われま

す。また、一番いいのは補助金等がなくても、自立していける経営体質が一番望ましいんですけども、今の日本の農林業では、補助とかいろいろないと、なかなかやっていけない状況に置かれておると思われますが、やはりみんなの税金集めた分が、1回国にお金が行って、国のほうで財布を持っているけれども、どうしても国に頼っていくようにもなるので、やはり持続・自立できるような、足腰の強いような経営体質にどうつなげていくかということも非常に大事と思われま

すが、お伺いします。

○議長（岩本誠生君）まちづくり推進課長、田岡明君。

○まちづくり推進課長（田岡明君）答弁をさせていただきます。

大石議員のおっしゃるとおりだと思います。やはり自立をする形を目指して、この3年間の実証事業の中で、やはりうまくいく事業があれば、この3年間でなかなか利益が上がるのが難しいとか、いろいろやはりその中で選択をしていかなければならないと思いますので、できる限り、幅広いチャレンジをして、うまくいく形は後々につなげられるような、そういうような展開していく事業としていきたいと思っております。それに向けたアイデアもいろいろいただいておりますので、ぜひとも今後行います実証の中で、そういう判断をしていきながら、うまくいく事業を後年度につなげるようにしていきたいと思

います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（岩本誠生君）8番、大石教政君。

○8番（大石教政君）農村RMOのワークショップなんかでも、非常に皆さん熱い思いで夢を持って語っていましたんで、やっぱりそれを花が付き、実がつくような取組が非常に大事と思われま

す。

それと、また、今、汗見川と行川の集落活動センターが動いておるんですが、今後、本山町で集落活動センターの今後の予定と要望等とか、執行部のほうで考えている等々あれ

ばお伺いします。

○議長（岩本誠生君） 町長、澤田和廣君。

○町長（澤田和廣君） 地域の活動とか今話がありましたRMOの活動の中とか、いろんな活動の中で、必要性がある場合には、集落活動センターも考えられることではあろうかと思えます。現状では、計画としてはございません。

○議長（岩本誠生君） 8番、大石教政君。

○8番（大石教政君） あと、今コロナの一時減っておったんですけども、また増えたりしておりますが、今、集落活動センターもやはりコロナ等のと、活動も制限等あるかと思われませんが、支援等はどのようにされおるんかお伺いします。

○議長（岩本誠生君） まちづくり推進課長、田岡明君。

○まちづくり推進課長（田岡明君） 答弁をさせていただきたいと思えます。

議員ご指摘のとおり、ここ2年ぐらいはコロナの影響もありまして、なかなか交流人口がなかなか低迷して、ちょっと通常の当初計画しておった事業展開ができなかった時期もありましたけれども、少しずつこのコロナの感染、そしてこのコロナの規制緩和といえますか、そういうことで人の流れも増えてきておりますので、現在この秋からこちらは、この全国旅行支援等の効果もありまして、若干事業は持ち直しをしておるという状況になっております。今のところ、汗見川につきましては、宿泊事業とかそういうものや体験等を通じて、その運営体制が確立されておりますので、汗見川のほうに一定お任せをする形で事業運営がされております。

あと、行川のほうも、現在様々な取組を展開しながら、徐々に事業規模を大きくしておる状況であります。特に、学校の修学旅行なんかの体験を行川のほうを受け入れまして、そういうようなコケ玉作りとか、そういうようなことをいろんな団体からそういうものを受けながら、事業を広げているというような状態となっております。その分については、また町や県のほうもサポートに入りまして、いろいろ今後の展開はまた協議しながら進めておるところであります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（岩本誠生君） 8番、大石教政君。

○8番（大石教政君） あと、集落センターのふるさと納税の対象にもなっているようですが、やっぱり積極的いろいろネットとかでもアピールしておると思われませんが、今ふるさと納税等で集落活動センターの申込みなんかどれぐらい来ておるのか、分かればお伺いします。

○議長（岩本誠生君） 政策企画課長、中西一洋君。

○政策企画課長（中西一洋君） ご質問のふるさと納税における利用件数についてですが、現在のところ把握しておりません。ただ、地元のほうから、地元ですね、行川など、行川のその体験メニューとしては掲載しておりますので、また情報を確認すれば、確認できると思えます。



以上、答弁とさせていただきます。

○議長（岩本誠生君） 8番、大石教政君。

○8番（大石教政君）農村RMO事業と集落活動センター、やっぱり両方いろんな事業がかみおうて、みんなの生活の活性化になるように努めていくべきと思われます。

続きまして、④としては、厳しい財政の中、公共サービスへの影響を与えないための取組といいますか、やはり国においても非常に先進国の中では、非常な借金があって、金利の支払いも大変、国民の方の預金があるからと思って、消費税上げたときも、財政規律と言いながら、なかなか国においても財政規律ができていない。やっぱり国の借金があれすると、やっぱり国の国債の信用なんか格付とかも下がって、非常に厳しくなります。また、今度防衛費による予算不足、もやはりいろんな税金もかかってくるのでありますが、本町として、今後の取組等お伺いします。

○議長（岩本誠生君） 町長、澤田和廣君。

○町長（澤田和廣君）お答えします。

ここ数年に集中いたしました大型事業の影響によりまして、公債費の増大は、もうこれは避けて通れないというふうに思います。また、昨今のエネルギーや資材などの物価高は、公共事業にも大きく影響してまいります。そして、新型コロナウイルス感染症による国の財政事情は、地方財政へも今後影響を及ぼすのではないかとこのように考えられまして、今後の地方財政運営も厳しくなってくるということが想定されます。行政報告でも触れましたけれども、本町としても、国や県の動向を注視しながら、引き続き事業の実効性の検証を行い、住民サービスの確保に向け、予算の重点化を図るとともに、一般財源の圧縮や、新規町債、起債の抑制にも努めまして、さらに財政健全化に努めていかなければならないというふうに考えております。

以上であります。

○議長（岩本誠生君） 8番、大石教政君。

○8番（大石教政君）やはりこの厳しい財政の中で、本町にある湧き水等もあると思われませんが。

（「湧き水」の声あり）水、水。

（「水」の声あり）うん、その厳しい財政へ寄与するためにも、前に吉野川の源流水とかで水の販売等もあったんですが、本町独自か4か町村等で協力して、嶺北の水等の販売等もして、財政に寄与さらずというのは考えはないかお伺いします。

○議長（岩本誠生君） 町長、澤田和廣君。

○町長（澤田和廣君）今、嶺北連携して湧水の活用ということについては、検討されておられません。

○議長（岩本誠生君） 8番、大石教政君。

○8番（大石教政君）やはり厳しい財政の中で、ずっと国に頼るくは頼ってもいけないかんとは思われますが、やっぱり地域にある資源等は嶺北とか高知県とかで協力して売り出

していく、やっぱりみんなが汗をかいて、眠っていく宝は取り上げていくというふうになると、いろんな資源があっても、考えていませんの一言で言うと、なかなか農村RMOなんかでもいろんないい案が出てきておるけれども、やっぱり取り上げていくというふうなことをせんと、一言であっさり考えておりません言うたら、なかなかちょっと希望の光も消えていくのではないかと思われま。やっぱりいろんな資源は活用して、町独自でもやっていくという姿が非常に大事ではないかと思われまますが、お伺いします。

○議長（岩本誠生君）町長、澤田和廣君。

○町長（澤田和廣君）湧き水の活用ということ、嶺北でということをございましたけれども、これ、計画がございませんで、検討しますということもこれは言えないというふうに思いま。

ただ、地域資源の活用については、これはご指摘のとおり非常に重要でございませんで、先ほど農村RMOの取組でも、地域資源の活用ということで検討されておりますけれども、そういった中で出てきた意見については、実証できるものについては、このRMOの取組については、優先順位なんかも、この前のワークショップでも検討されておりましたけれども、そういったことも踏まえて、地域資源の活用については、非常に重要な課題だというふうには捉えておいま。

○議長（岩本誠生君）8番、大石教政君。

○8番（大石教政君）続きまして、⑤として、嶺北中央病院のコロナ後の今後の経営計画ということで、非常に嶺北中央病院、この地域にとって大事な、生活、命を守る拠点であり、相当ヘリポートなんかもあり、嶺北中央病院でも治療も受け、本当非常に人命救助にも寄与しており、また、地域住民、嶺北地域の非常に重要な拠点病院であり、やっぱり安心して生活ができておるもとだと思われま。やっぱりこれを、今コロナのときはいろんな補助金とか来て、コロナで病院のほうは経営の安定になっておると思われまますが、今後コロナの補助金等がなくなった場合の経営方針うか、計画をお伺いします。

○議長（岩本誠生君）病院事務長、佐古田敦子さん。

○病院事務長（佐古田敦子君）おはようございませ。

8番、大石議員のコロナ後の 経営計画についてのご質問についてお答えしたいと思いま。

経営につきましては、嶺北地域の少子高齢化により、人口減少が見込める中での需要の減少は、病院経営に大きく影響してくると考えておいま。その中で、嶺北唯一の公立病院としての役割を果たしながら、他の医療機関とすみ分けをして、医療、介護連携の推進と地域包括ケアの構築を重点的に取り組む必要があると考えておいま。

議員おっしゃるように、令和2年度に続き令和3年度の決算は、新型コロナウイルス感染症対応等の補助金の収益により黒字となっておりますが、本来の診療報酬による医業収益は、年々減少の推移となっていることから、今後においては、厳しい状況が予測されま。

現在、地域医療構想等を踏まえた公立病院としての今後の方向性を改革プラン等に、ガイドラインに基づいて改革プランを策定し、日々目標達成のために具体策を定め、取り組んでいるところとなります。また、決算確定後は、経営健全化評価委員会を開催して、実績に基づく検証、検討も行っているところです。

病院としましては、コロナ後の来年度の、令和5年度なんですけど、また改革プランを更新し、経営健全計画を策定して、経営改善に向けて経営の安定化に努め、医療の継続的提供を行いたいと考えています。

また、今後においても、経営の安定化には、医師・看護師等の医療スタッフ等も確保も大切と考えておりますので、そちらについても取り組んでいくところであります。

以上です。

○議長（岩本誠生君）8番、大石教政君。

○8番（大石教政君）やはり嶺北中央病院、今、コロナ禍でいろんな制限もせられておられると思いますが、やはり川のそばにあり、自然とか立地条件もいいところなんで、患者さんとかスタッフ等とかがハイキングとか川へ行ったりとか、可能な限りコロナ等が落ち着いたら、自然等も生かしたリハビリやないですけども、時々構わんとときには、ちょこっと近くをハイキングへ行く、白浜とかいろんな川遊びをする等々、時々そういうこともあってもいいんじゃないかと思われま。よくがん患者なんかの方でも、スタッフ等ついて1泊ぐらいの旅行に行ったり、あと、足の悪い方でも、登山したり、酸素ボンベとか背負ってちょっと活動、山とか上がったたりする人もおられますんで、やっぱり本町の公立病院でもありますけれども、いろんな可能性を広げていくというのも、本当患者さんなんかにとっても刺激がある、建物から一歩外へ出ていく、また、スタッフ、従事者なんかの方も一緒に行けるということは、非常にいいんじゃないかと思われま。取り組める範囲でちょっとずついろんな取組をしていくと、本当みんながよくなって、やっぱり健康回復にも非常に寄与するんじゃないかと思われま。お伺いします。

○議長（岩本誠生君）病院事務長、佐古田敦子さん。

○病院事務長（佐古田敦子君）大石議員の言われる、本当に地域住民というか方々に寄り添った医療というところだと思うんですけども、診療報酬に基づいて、日々一人一人の計算もされているというふうなところで看病されています。その中で、リハビリなんですけれども、リハビリは、単位数がその患者さんによって決まっております、一単位が20分、1単位、2単位とかする患者さんもおるんですけども、その時間の中で、許す限り、その患者さんの状況に沿って院外の病院の近くをリハビリと一緒に理学療法士等と散策するとかいうことも、現在行っております。そういうふうな外に出て、確かに気候のいいときなんかは外に出て、患者さんの歩行訓練とかそういうことももちろんやっております。

また、いろいろな事業というかご提案をされたところなんですけど、それもやはり病院の中でやる、医療を行う、提供する、診療報酬に基づいてまずはやるということがあります。

し、その中で可能なことがあれば、また見いだしながら、こういう発言もあったということも伝えまして、また取り組んでいきたいと思えます。

ありがとうございます。

○議長（岩本誠生君） 8番、大石教政君。

○8番（大石教政君）続きまして、⑥として、新庁舎、4月本供用の予定と思われませんが、今ほぼ完成に向けて進んでおられると思われませんが、進捗状況をお伺いします。

○議長（岩本誠生君）建設課長、前田幸二君。

○建設課長（前田幸二君）お答えをいたします。

新庁舎の工期、12月20日までになっております。ほぼ完了しまして、今、いろいろな検査をしているところです。12月23日に一応本検査ということで、全体の検査して確認をするということになっております。建物と外構の工事については、もうほぼ完了という状態になっておりますので、ご報告させていただきます。

○議長（岩本誠生君） 8番、大石教政君。

○8番（大石教政君）23日が本検査ということですが、本検査等と済むと、今、駐車場なんかもほとんど全面使えるんですかをお伺いします。

○議長（岩本誠生君） 8番、大石教政君。

○8番（大石教政君）駐車場が工事によって病院のほうへ寄ってきたり、いろいろバリケードじゃないけれども動くみたいですが、これはほとんど役場のほうの区分けはないということですか。もう本検査が済むと、駐車場はほとんど使える状態になるんかお伺いします。

○議長（岩本誠生君）答弁どちらですか。

建設課長、前田幸二君。

○建設課長（前田幸二君）今のところは、まだ検査済んでいませんので、病院側と庁舎側とは、まだバリケードをしている状態にあります。病院側の庁舎工事の関係で、病院側まで舗装しているところにつきましては、今も乗り込みができるような状態にはなっております。検査が過ぎて、異常がなかったら、使ってもらえるということになりますので、本検査を受けて、何か不具合がありましたら、また、手直し等がなければ、もう駐車場のほうは開放できるんじゃないかと思っております。

以上です。

○議長（岩本誠生君） 8番、大石教政君。

○8番（大石教政君）それと、駐車場の電気自動車等の充電なんかも使い出すんか、それか、それは本庁舎が供用し出してからか、お願いします。

○議長（岩本誠生君）総務課長、田岡学君。

○総務課長（田岡学君）電気自動車の設備につきましては、昨日も住民課長からも話がありましたけれども、本庁舎に備えるもので、基本的には公用車専用の仕様ということで、使うようにするものでありまして、供用については、本庁舎ができてからということにな

ります。

以上です。

○議長（岩本誠生君） 8番、大石教政君。

○8番（大石教政君） 今後ますます電気自動車等増えてくると思われますが、住民の方向け用の充電設備等は考えていないのか。やっぱり電気自動車とかセニアカーとか、来られると思います。他の町村なんかは、セニアカーなんかも、庁舎において貸出し等もしているところもありますが、本町は役場の庁舎内用だけの充電で、一般の方向けは考えていないのか。また、庁舎にはW i - F i等のサービス等も考えておるのか、お伺いします。

○議長（岩本誠生君） 総務課長、田岡学君。

○総務課長（田岡学君） 大石議員のご質問にお答えします。

充電設備につきましては、備え付けたら当然料金も発生をいたしますので、そういうところのことも検討し、庁舎、あるいは公共施設の場所に今後事業を取り入れて、設置も考えていきたいとは思いますが、今のところ具体的ではありません。そうなりますと、当然料金を入れて、設置をするということになるので、そこら辺の検討も必要だと思います。

W i - F i環境につきましては、当然備えて、住民の皆さんにも使っていただくようなことは考えております。

○議長（岩本誠生君） 8番、大石教政君。

○8番（大石教政君） 今、高速等にはE Vの充電等ありますが、嶺北地域には、やはり充電設備が非常に少ないので、増やしていかないと、なかなか観光客等も来にくいのではないかと思われます。

続きまして、今後の市街地整備ということで、どれぐらい、新庁舎に移ると、今の現庁舎は取り壊すと思われませんが、取壊しの対象というか、今の現庁舎等とか、あとどれぐらい取り壊して、いつ頃取り壊すというふうに今、検討委員会でも検討もせられると思いますが、取壊しなんかは早いほうがいいと思われませんが、お伺いします。

○議長（岩本誠生君） 町長、澤田和廣君。

○町長（澤田和廣君） お答えします。

新庁舎の移転後に、旧庁舎は引っ越し、取壊しを行うわけでございますけれども、移転して、旧の庁舎の引っ越し整理も必要です。すぐに壊せるかということ、中にまだ書類なんか残ったりとか、いろんなものがございまして、そういった引っ越し後の整理が一定期間必要で、その後の取壊しになろうかというふうに思います。

今、跡地の活用につきましては、議員も言われましたけれども、議論もさせていただいておりますし、跡地の活用によりましては、その取壊しにも有利な財源も当たる場合もあります。だから、そういうことも勘案しながら、当然議会の皆様にもご相談をし、その取壊しの時期について検討してまいりたいというふうに考えております。よろしく願いいたします。

○議長（岩本誠生君） 8番、大石教政君。

○8番（大石教政君） 4月から新庁舎で業務始まり、今の現庁舎の後片づけ等も、3か月、4か月もあれば十分いけるんじゃないかと思われまして、何か建てるのに、やはり有利な起債というか事業を取るんか、やっぱり取壊しも早く進めるんか、有利な事業があれば、この今の現庁舎と上街プールも一緒に何か有利な事業で、やっぱり整理していくべきと思われまして。美しいまちづくり、村づくり言いながら、やはり使われていないプールがずっとそのまま残っているということは、非常に本町にとってとげが刺さったような状態のままです。いろいろな新しいものも造るけれども、やっぱりもう使われなくなって、のけていく分はのけていく、あと、ということが非常に大事ではないかと思われまして。奥白髪小中学校なんかも何かの活用と考える、登山用のベースキャンプ等に使うとかいろいろ考えられるんじゃないかと思われまして、上街プールも、魚か何かでも飼うとか等、壊さないんであれば、何かの利用等も考えてみたらいいんじゃないかと思われまして、お伺いします。

○議長（岩本誠生君） 総務課長、田岡学君。

○総務課長（田岡学君） 大石議員のご質問にお答えします。

議員からは、プールの整備につきましては、再三ご指摘も受けております。史跡という観点もありますし、今後どういうふうにしていくのか、残したままの安全性とか、ご指摘にもありますので、具体的に進めていかなければならないと思っておりますので、検討してまいりたいと思っております。

○議長（岩本誠生君） 8番、大石教政君。

○8番（大石教政君） いろいろ整理できるものは、早急に整理をしていくべきと思われまして。

続きまして、土佐本山橋の今後の工程と伺いますか、今、寺家側の交差点の改良工事は終わったと思います。今後、早明浦ダムの再生工事等始まり、非常に本町側から重量物が、荷物を積んだトラック等が大変、本町側を通過して、ダムで荷物を下ろして空になって帰ってくる、それで、五区側の交差点は資材積んだ車がダムのほうへ入っていく、また、ダムからミナゴシトンネル通過して、439A コープ側から帰ってくる車が、交差点のところ合流もしてくると思われまして。非常に交通量も増えてくると思われまして、今後、交差点の改良等、年度内等々言われておりましたが、お伺いします。

○議長（岩本誠生君） 建設課長、前田幸二君。

○建設課長（前田幸二君） 大石議員の一般質問につきまして、答弁をさせていただきます。

全体の工程ですけれども、今後の工程につきましては、4年度に旧土佐本山橋の撤去工事と先ほどお話もありましたが、寺家と本山側の交差点の改良工事、5年度、6年度に旧土佐本山橋の撤去工事、7年度に最終の交差点のしまいの改良工事を行う予定で進めております。

交通量が多い国道部分の工事と、あと、河川の上での解体工事が続きますので、安全に

考慮をして進めていきたいと考えています。

先ほどお話もありましたダム再生工事の関係で、車の量自体はそれほど大きくならないというような話も、昨日ですがありましたけれども、ただ、大型車両が通るということで、解体工事なども引き続き続きますので、安全に通れるように工事も安全にできるように配慮していきたいと考えております。

以上です。

○議長（岩本誠生君） 8番、大石教政君。

○8番（大石教政君）何かダムのほうは、大きいときは1日最大150台で、通学時間帯等外すんで、3分に1台ぐらい通る予定とかで、非常に今の交通量プラスダムの車も来るんで、それで信号等で止まると、やはり何台か連なって出入りもするんじゃないかと思われれます。非常に地域住民の方なんかも、道路横断でも、やっぱり車、交通量が非常に増えてくるんじゃないかと思われれます。

あと、橋の解体工事等や影響が出ないと思われれますが、それと、最終的な交差点の改良は7年ということですが、取りあえず今の五区側の信号機等は、あそこは今のS字が真っすぐになるのは3月いっぱいぐらいでできるんか、お伺いします。

○議長（岩本誠生君）建設課長、前田幸二君。

○建設課長（前田幸二君）お答えいたします。

一応3月中に終わらせるようには努力をしておるところです。工事の車の増大は、また、お話もあったとおり、本山のほうへ入る本山橋のほうが非常に狭いという話と、今回の本山三島線から吉野へ入って、土佐町を抜けて回ってくると、なかなか確かに大きな車が通ると、非常に混雑はすると思いますが、住民の方にも、ダム再生の工事のほうでも、住民に喚起は十分していただけたらと思いますけれども、工事のほうは工事のほうで安全対策を取って、事故などが起こらないように徹底をして進めていきたいと考えています。

以上です。

○議長（岩本誠生君） 8番、大石教政君。

○8番（大石教政君）続きまして、⑧として、更新住宅の現在の状況と今後の古い住宅の取壊し予定等お伺いします。

○議長（岩本誠生君）町長、澤田和廣君。

○町長（澤田和廣君）お答えします。

更新住宅の件につきましては、この間、皆さんに非常にご心配をおかけしております。前町長からの引継ぎでは、制度の趣旨からいって、40戸に計画を変更したと、その計画には変更はないというふうに引継ぎを受けております。ただ、地区の皆様の協力なしにこの事業を進めることはできませんが、私も何度か話し合いに行きましたけれども、町からは50戸を建てるという説明を受けたと、それに基づきいろんなそれぞれの事情なんかも考慮して、入居配置なんかもしてきたと。一方的な計画変更には納得がいかないというご意見もいただいております。そういったご意見もある中で、この対応には苦慮をしております。

というところでございます。

取壊しにつきましては、更新住宅への住み替えが完了いたしますと、旧の改良住宅については取壊しを行うということでございます。

○議長（岩本誠生君） 8番、大石教政君。

○8番（大石教政君）やはりいろんな大型事業は、やっぱり計画して、早く事業を取りかかることが非常に大事ではないかと思われま。やっぱり事業が遅れてくると、社会情勢なんかも大きく変わって来たりしますんで、計画して、早く取り組んで、早く完成させるということが、非常に大事ではないかと思われますが、お伺いします。

○議長（岩本誠生君） 町長、澤田和廣君。

○町長（澤田和廣君）いろんな調整は必要ではあろうかと思われまけれども、計画したもののについては、完成に取り組むということは、議員のご指摘のとおりだというふうに思われま。

○議長（岩本誠生君） 8番、大石教政君。

○8番（大石教政君）続きまして、大項目②として、地域資源の活用についてということ、急激な物価高等に対する農業、畜産、林業といういろんな今、支援策がされておられますが、やはり急激な物価高には追いついていない。やっぱり第1次産業を守る、継続していく、あと、後継者等へもつなげていくことが非常に大事だと思われま。昨日も質問等もあつたと思われますが、やっぱりこの急激な物価高に今以上にどういうふうに対応策等を考えておるんかお伺いします。

○議長（岩本誠生君） まちづくり推進課長、田岡明君。

○まちづくり推進課長（田岡明君） 8番、大石教政議員のご質問に対しまして答弁をいたしま。

急激な物価高に対する農畜林業への支援ということで、現在実施しております事業につきまして、まず、ご説明をさせていただきたいと思われま。

現在本町では、燃料費高騰や肥料代等の急激な高騰に対応していくため、新型コロナ臨時交付金事業を活用して、五つの支援事業、まず一つ目としましては、農業肥料及び畜産飼料高騰支援事業、二つ目の営農継続支援事業、これには四つのメニューがございまして、一つ目が農業省力化新技術導入支援、二つ目が農業用機械修繕補助、三つ目が堆肥購入費・散布代補助、そして四つ目が農畜連携機械導入支援を展開しております。11月に実施しました説明会には、大変多くの農家の皆様にご参加をいただきまして、大変期待の高い、そして、反響の大きい事業であると受け止めをしております。その中でも、数々のご意見、ご提案もいただいております。そういうことも踏まえながら、現在、農家に対する支援事業を着実に進めているところであります。

今後のこともいうご質問でありましたが、急激な物価高、為替変動等、大変予期せぬ状況も今後も考えておかなければならないということでもありますけれども、今回のような支援事業を実施するのは、初めてのところもございまして、なお、その事業を総括、検証、



本年度中にさせていただきます、今後、現場の状況も即した対応を引き続き考えていきたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（岩本誠生君） 8番、大石教政君。

○8番（大石教政君）限られた予算の中で、物資等の支援も非常に厳しいところもあると思われませんが、あと、いろんな相談に乗ってあげるのも、非常に大事だと思われれます。いろんな相談に乗って、やっぱりいろいろ解決に当たっていくということが、非常に、特に今、いろんな機械化等発達してきて、非常に集落の結びつきもちょっと弱くなってきておるんで、やはりいろんなことに相談をして、きめ細かい対応をしていくということが非常に今、大事なことだと思われれます。

続きまして、②として、自然エネルギーを活用した小型水力とか風力、太陽光発電、また、薪ボイラー、薪ストーブ、炭等、今までまきとか炭等は、普通に生活の必需品で活用しておった。あと、これに小型水力等いろんな組合せをして、やっぱり自然にも優しく、家計にも優しいような暮らしに取り組んでいくべきではないかと思われれます。

今まで本町山でおれば、山の湧き水を使い、テレビも電話もない時代に本当電気も電球1個ぐらいとか、本当便利ではないけれども、それほど生活も今みたいにお金のかからない生活ができておったように思われれます。今、どこに住んでも、やっぱりいろいろ便利なものがあるので、やっぱり仕事をしていかないと、なかなか生活が厳しいとも思われれますが、本町でも、この活用できる部分が非常にたくさんあると思われれますが、これに取り組んでいくことは非常に大事と思われれますが、町も住民らとも一緒に、やっぱり調査研究し、少しずつでも取り組んでいくということはできないのかお伺いします。

○議長（岩本誠生君） 町長、澤田和廣君。

○町長（澤田和廣君）ご質問のゼロカーボンの取組からもこの再生可能エネルギーや自然エネルギーの活用は重要になってくるというふうに思います。

一方で、やはり景観等には十分配慮も必要であるということもございます。今、森林林業ビジョンを推進するなないろの森推進委員会でも、森林の持つ多様性と可能性の中の一つの中での七つの理念というのがありますけれども、その中に燃料の森というものもございます。今後、バイオマス活用の推進も論議をされてまいるところでございます。まきストーブなどにつきましては、多くの住民の皆様もご活用を、ご利用されているところもございます。

行政としてできることについては、これはご指摘のとおり検討も必要であるというふうに考えております。

以上であります。

○議長（岩本誠生君） 8番、大石教政君。

○8番（大石教政君）やはり自然エネルギーを積極的に活用し、今、ホームセンター等でも薪等も販売等もしておりますが、本町なんかでも薪の販売、薪の良心市みたいなものい

っぱいあったものじゃないかとも思われます。また、冬でもキャンプ等も来られる人もおりますので、なかなかキャンプ等に行っても、薪を探すのも大変なこともありますので、いろんなキャンプ地にも薪等も置いておいて、薪の良心市みたいなこととか非常にいいんじゃないかと思われていますが、お伺いします。

○議長（岩本誠生君）まちづくり推進課長、田岡明君。

○まちづくり推進課長（田岡明君）答弁をさせていただきます。

議員のご指摘のとおり、間伐材、未利用材等の有効活用というのが、先ほど町長もおっしゃいましたなないろの森のビジョンの中でも、燃料の森というような位置づけで、大きな取組課題ということになっております。薪としての有効利用でありますとか、本町には木質バイオマス発電所もありますので、そこへの燃料チップの供給等々、今後先ほど言いました未使用材の有効利用というものをこの計画を通じて進めていく方針でありますので、また、それについて具体的な今後検討を図ってまいりたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（岩本誠生君）8番、大石教政君。

○8番（大石教政君）続きまして、③として、産業振興センターの活用計画もいろいろ検討はせられておると思いますが、いろんな補修等もできておるんで、やはりチャレンジショップ等の活用等も考えておられるかとも思われますが、気軽に使えるというか、プラチナなんかの利用みたいな感じで、産業振興センターもいつ頃、どれぐらい使いたいとか、まだ決まらないのであれば、短時間とか半日とか1日とか、いろんなことに使えるようにしておいて、また、長期的に入るところがあれば、やっていくというふうにするべきではないかと思われていますが、お伺いします。

○議長（岩本誠生君）まちづくり推進課長、田岡明君。

○まちづくり推進課長（田岡明君）8番、大石議員のご質問に対して答弁をいたします。

産業振興センターの活用計画についてということで、これまで先ほども出ております農村RMO事業のワークショップの中でも大きな課題という位置づけで、3回住民のご意見をお聞きする機会がございました。その中でも、この活用方法については、住民の方から、地域資源を活用を図っていく施設でありますとか、生活支援対策として、住民コミュニティーを図っていく場としての活用を期待する声が寄せられております。この寄せられた貴重な意見につきましては、今後将来ビジョンに取りまとめていくようにしておりまして、それを受けて、次年度から実証につなげていく計画であります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（岩本誠生君）8番、大石教政君。

○8番（大石教政君）やはり産業振興センター、建物があるんで、産業振興センターの建物も活動の早く使ってもらいたいというふうに非常に待っていると思われていますので、やっぱり箱物を造ったら、それを活用せんと、産業振興センターが利用してあげないと、荷物みたいになったんじゃないかと本当もったいないんで、早く活用すべきと思われています。

それと、あと駐車場と、今、イルミネーションとか非常に夜もきれいに輝いております。あそこ、木曜日さんといろんなイベント等でも利用等もあつたりします。そのときに、簡単にテントなんかをちょっとさっと貼れるようなというか、何かあると利用者なんかの人も、さくら市のほうは屋根というかあつて濡れないんですけれども、木曜日、四季菜館前の駐車場もちょっと雨の日なんかちょっと横へやって、シートというか、さっと出せるような何かちょっとした心遣いがあると、非常に利用者なんかの人も便利じゃないかと思われませんが、それほど費用もかからないと思われまして、また、普通ときは、別にしまっておくというか出さないような、そういうこともすると、非常に利用者の方も利便性、快適性が上がるんじゃないかと思われまして、お伺いします。

○議長（岩本誠生君）まちづくり推進課長、田岡明君。

○まちづくり推進課長（田岡明君）答弁をさせていただきます。

産業振興センター前の駐車場につきましては、議員ご説明のとおり、現在、多くの住民に幅広く活動してもらおう交流広場として位置づけをさせていただいております。木曜市の販売でありますとか、さくら市、また、最近ではコロナワクチンの接種会場用の臨時駐車場として、多目的に有効活用がされております。駐車場内、仮設の屋根等というようなご提案でございますが、現状、仮設のテント等を貼っての対応とさせていただいておりますので、仮設という形では今後もやっていきたいというふうに考えております。

ちょっと、議員の提案でもそういうようなお話でありましたので、仮設という形で、今後も引き続いて利用し、また、駐車場として利用する必要な場面もありますので、そういう際には駐車場ということで、そういう多目的には利用する形は、今後も守っていければというふうに思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（岩本誠生君）8番、大石教政君。

○8番（大石教政君）やはり産業振興センター、いろいろ利用が増えてくると、さくら市等と園も非常に保護者の方も増えてくると思われますので、やっぱりその間が濡れなくて歩けるような感じもあると、非常に利便性も高まるんじゃないかと思われまして。

続きまして、④の現在の観光への取組と観光の閑散期を迎える冬場のイベント等計画、今、ナイトハイキングとか野鳥観察、星空といろいろやられておると思います。その中で、雁山へ上がる登山道が、今の伐採でちょっと一時通行止めになっておるとも聞きましたが、お伺いします。

○議長（岩本誠生君）まちづくり推進課長、田岡明君。

○まちづくり推進課長（田岡明君）答弁をさせていただきます。

嶺北地域の観光、この冬場の閑散期に何とか観光客を呼び寄せたいというところは、大きな課題ということになっております。本町を含め嶺北地域の観光資源としては、吉野川でありますとか、その支流、早明浦ダム周辺等々、やはりキャンプ客やアウトドアを楽しむ訪問客がやはり多い。それがメインとなっておりますと認識をしております。

よって、寒さが厳しくなりますこの冬場に、なかなかアウトドアスポーツ等は、なかなか気象条件的に厳しいということで、何らかこの対策をとるところは、課題整理はされておりますけれども、なかなか抜本的な改善策が見つかっていないのが、現状となっております。

そのような状況から、現在の土佐嶺北観光協議会のほう、これ、嶺北4町村で構成しておりますけれども、この閑散期に何とか宿泊客を嶺北に呼び込みたいということで、昨年に引き続き本年度も嶺北観光クーポンキャンペーンという、そういうキャンペーンを展開しております。簡単に説明しますと、この嶺北地域には25の対象の宿泊施設がございますが、その対象施設に泊まったお客様に対しまして、この嶺北管内の登録店舗で使える嶺北クーポン券、これ3,000円分を配布をさせていただきまして、泊まって、使えて、遊べるということをPRして、また、この地域の商店街への経済効果、お金が落ちる仕組みもつくって、それで波及していく事業を展開しております。大変利用される方からは好評を得ておりまして、本町のモンベルアウトドアヴィレッジ等では大変多くの宿泊客がこれを利用して、また、町内での買物に使っていただいておりますという状況であります。こういうことで、何か冬場につながるようなこと、今後も引き続き事業展開を考えていければと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（岩本誠生君）8番、大石教政君。

○8番（大石教政君）冬場、クライミングなんかも、建物の中はそれほど寒くなくて、冬場もいろいろ使えるんじゃないかと思われまして。

また、入浴なんかも、冬場やっぱり腰が痛かったり、体が冷えてたまらなときに、やっぱり大きい風呂入ってゆっくりすると、非常に疲れも取れて、腰の痛みも直ったり、リラックス効果も非常に高いんで、やっぱり入浴なんかも非常にいいと思われまして、本町のいいところ、いろいろ積極的にアピールし、また、今、白髪山も発掘調査もせられておるようですけれども、あそこなんかも、それぞれの近くのハイキングぐらいで行けそうな登山ぐらいだと、無理もいかななくていいんじゃないかと思われまして、いろんな誘致、コロナ感染に気をつけながら、積極的な誘致は大事ではないかと思われまして。お伺いします。

○議長（岩本誠生君）まちづくり推進課長、田岡明君。

○まちづくり推進課長（田岡明君）答弁をさせていただきます。

議員ご指摘のとおり、冬場の風呂、観光、嶺北に呼び込む手段としましては、この星空を見ていただく、これは本町のアウトドアビレッジ内には、その観測できる望遠鏡の施設整備もできておりますので、そういうものの活用、そして、おっしゃいましたとおり、温泉施設もございますので、そういうものを組合せたものが、ひとつ本山町では今後展開していく一つの観光資源として活用ができるんじゃないかと思っておりますので、ぜひともそういうところを生かして、今後の集客につなげていければ思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（岩本誠生君） 8番、大石教政君。

○8番（大石教政君）あと、公園等とか、登山口とか、今、いろんなところに、やっぱり協力金箱みたいなのところ置いているところが非常にあります。やっぱりそれは強制的ではなくて、構わん人は入れ、幾らか気持ちばかりでも入れてもろうて、施設の整備、充実、維持管理等に充てて、来る人にそれがまた元へ返っていくというようなことで、管理面等もあるかと思われまじけれども、そういう取組は非常に大事ではないかと思われまじ。募金箱、募金うか、協力金箱みたいなのが置いておいて、もし仮になくなったとしても、それは困っている人のためになつたんだつたら、それはそれでいいんじゃないかというふうなことでありますし、やっぱりみんなでここへ来て、自分らで協力して、この自然うか、公園、山、川とか守っていくという意識も芽生えてきます。そういう取組も非常に大事ではないかと思われまじが、よりよき目的にまた沿うていけるんではないかと思われまじが、お伺いします。

○議長（岩本誠生君） まちづくり推進課長、田岡明君。

○まちづくり推進課長（田岡明君） 答弁をさせていただきます。

公園等への募金箱の設置うかのような考えをお示しをいただきました。県内でも、仁淀川のにこ淵なんかでは、うかいう観光の場所にうかいう募金箱を置いてうかいうなことは伺つております。やはり、県内外から多くの方が訪れるうかような場所でありましたら、うかいう募金箱設置うかいうなことも考えられると思われまじが、現状、ちよつと本山町内の公園は、町民の方が利用するうかいうのがほとんどであらうかと思われまじるので、現在のところ、ちよつとうかいう募金箱の設置は考えていないところでありまじ。

なお、公園の整備でありまじとか、観光資源等の振興につましましては、ふるさと納税のほうの寄附金の使い道に位置づけられておりますので、町としましては、ふるさと納税の寄附を頂いたものを有効にうかいうところへ活用し、また、納税していただいた方にも、還元していくといわれまじか、うかいう使い道をアピールしていくうかいうふうにはしていきたいうかいうふうには考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（岩本誠生君） 8番、大石教政君。

○8番（大石教政君）やはり募金箱とか協力金箱等あれば、入れていきたいうかような人も大変おるかと思われまじけれども、やっぱりうかいうのがないと、なかなかどうしようもないねうかような人もたくさんおるんではないかと思われまじすので、実験的等にもやってみるのも、非常に大事ではないかと思われまじ。

つましまして、本町なんかの山等の登山届等の状況等とか、あと、安全対策等お伺いします。

○議長（岩本誠生君） まちづくり推進課長、田岡明君。

○まちづくり推進課長（田岡明君） 8番、大石教政議員のご質問に対しまして答弁をいた

します。

登山届の状況ということでございますが、近年、自然との触れ合いや健康志向の世代の増加を背景に、気軽に登山を楽しむ方々が増え、本町の白髪山や奥工石山等へ登山に訪れる来客が増えております。しかしながら、その裏では軽い装備で山に入る方や、予定どおり下山できないケースがあると事故の発生も心配もされております。そのような現状から、本町では町のホームページを活用しまして、登山を楽しむ方向けに安全で楽しい登山のためにということで注意喚起をし、入山する前には登山計画書、登山届を警察署のほうへ提出してもらうことを推奨をしております。所轄の本山分署のほうに確認してみますと、本年度は町内のほうで3件の届出があったと伺っております。

以上によりまして、今後も警察署のほうと連携をしながら、登山届の事前の届けについては引き続き啓発を図っていきたいと思います。そのことによりまして、事前に登山者の情報を把握し、万が一遭難したケースに備えられるよう、安全対策の普及にも引き続き取り組んでまいりたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（岩本誠生君）8番、大石教政君。

○8番（大石教政君）登山届、本人の身を守り、やっぱり搜索の人なんかも探しやすくなる、非常に大事なことで、積極的な登山届とか、ポスト等も設置等もあるところもありますので、本町もそういうことも大事ではないかと思われま。

続きまして、③コロナ・インフルエンザ対応について、コロナワクチン、今、オミクロン対応の接種が進んでおると思われますが、接種状況と今、コロナ等にかかる人も、重症化等は少ないんかお伺いします。

○議長（岩本誠生君）執行部答弁。

健康福祉課長、川村勝彦君。

○健康福祉課長（川村勝彦君）8番、大石教政議員のご質問に対しましてお答えをいたします。

まず、コロナワクチン接種の状況でございますが、これは町の健康管理システムを用いまして、12月8日時点の対象者並びにその時点での接種の状況を若干お答えをしたいと思います。12月8日現在で、5歳以上を対象とする対象者人口が3,199名の方がおいでます。全ての数値は申し上げませんが、例えば従来株の接種でありますと、60歳以上の方が4回目まで接種をした方が76.2%、10月中旬以降に接種を開始をいたしましたオミクロン株についてでございますが、これにつきましては、現在、10月下旬から接種をずっと続けております、日によっても数字については変動してまいりますが、この時点では、オミクロン株を5回目接種した方で60歳以上の方が20.2%というふうに順に接種が進んでおる状況でございます。

それと、町内の感染者並びに重傷者等の状況につきましては、病院事務長のほうからお答えをさせていただきます。

以上です。

○議長（岩本誠生君）病院事務長、佐古田敦子さん。

○病院事務長（佐古田敦子君）大石議員のほうから重症化についてということなんですけれども、県の報告の仕方もだんだん変わってきてまいりまして、今現在、新型コロナの陽性と診断された方におきましては、こちらのほう皆さん見たことはあると思うんですけれども、県のほうのホームページになるんですが、重症化のある方、それから比較的重症化にならない方という方を分別するようにはなっています。65歳以上の方とか、入院を要する方、それから重症化リスクのある方というのを届出の対象として、それ以外の方を届出は対象化にしないであります。その重症化というのは、やはりその方がお一人お一人の状態であって、例えば基礎疾患があるかとか、そういう年齢的なものもあるということで、重症化のなる方はおいでだと思います。

それが、昨日の速報では、昨日1,000人を超える1,090人の感染が出たわけですが、やはり亡くなられる方も12日が3名、13日が1名、それから14日が1名というふうにお亡くなりになる方もおります。県の数値では、昨日現在で医療機関に148名の方、それから、軽症から中症の方が、酸素投与等の方が145名、軽症の方も含めてなんですけれども、うち人口呼吸器、または集中治療室で入院する方が3名おられます。重症化というのは、やはりその人の状況とかいろいろ変わってまいりますので、なかなか重症化については全然ないとは言えず、やはり重症になられる方がおいでというふうにご考えております。

以上です。

○議長（岩本誠生君）あと15分ですけれども。

8番、大石教政君。

○8番（大石教政君）やはりコロナに気をつけながら、また、なかなか5回目はしんどい、打ちとうないとか言う人も、非常に声も聞いたりしますんで、不安と思っております、やはりできるだけワクチン接種してもらおうように、やっぱり取り組んでいくことが大事だと思われま。

それと、今、コロナワクチンと同時にインフルエンザの予防接種、始まっておりますが、これも、このコロナ禍にインフルエンザ無料化とかいうふうにして、予防するようなことはできないんかお伺いします。

○議長（岩本誠生君）健康福祉課長、川村勝彦君。

○健康福祉課長（川村勝彦君）お答えをいたします。

9月議会でも同様のご質問をいただいております。そのときもお答えをさせていただいておりますが、現時点では、実施の検討はいたしておりません。そのときにもお話をさせていただきましてけれども、令和2年にコロナ交付金を活用して、接種者に対する商品券交付事業等を並行して実施をした経過がございますが、その時点では、あまり接種者が飛躍的に向上したとは考えにくいというようなこともございまして、商品券の交付事業とは、

また、無料化とは全く違う事業でございますが、現状では無料化の検討はいたしておりません。

以上です。

○議長（岩本誠生君） 8番、大石教政君。

○8番（大石教政君）できるだけ広報、啓発活動をして、予防に努めてもらうということは、非常に大事だと思われま。

続きまして、4として、災害・防災対策について。災害・防災対策、非常に大事だと思われま。①として、災害復旧工事等の状況、国・県・町、防災対策等の状況等お伺いしま。

○議長（岩本誠生君） 建設課長、前田幸二君。

○建設課長（前田幸二君） 8番、大石議員の一般質問につきまして答弁をさせていただきます。

災害復旧工事等の状況ということですが、国・県では、現在、災害復旧工事は行っておりませんが、災害関連の工事としまして、砂防事務所による北山東地区栗の木川支川堰堤工事、上下関地区行川本川堰堤及び支川堰堤の工事が進められています。それぞれ工事の完了は、令和5年末を目標に進めていると伺っております。

本町の災害復旧工事ではありますが、現在施工中のものが3か所、入札準備や随契の協議中のものが8か所あります。4年度の災害では、他の議員にもご報告しましたけれども、6か所ありまして、5か所が査定終了で、入札準備を進めていくようになっております。

災害の予防ということですが、土砂災害警戒区域の対策で、国・県などの補助事業が順次出来上がってきております。土砂を止めるための擁壁の設置とか、場合によっては、家屋の移転費などの事業ができてきております。町としても、土砂災害警戒区域内に建てられているおうちが本山町内にはたくさんあると思っておりますので、そういう事業が使えるように、今後要綱の整備なども進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（岩本誠生君） 8番、大石教政君。

○8番（大石教政君）以前は、なかなか災害も入札が件数も多かって、厳しかった、応札が厳しかったというふうに言われておりましたが、今、順調にいつておるということ、よろしいんですかね。あと、やはり土砂警戒区域も早め早めに危険を除去できるように、やっぱり一日でも、一時間でも急がれると思ひますんで、対応、国・県と非常に連携も大事と思ひれま。お伺いしま。

○議長（岩本誠生君） 建設課長、前田幸二君。

○建設課長（前田幸二君）入札のことご心配いただきましたけれども、やはりなかなか不調が続いて、最終的にもできるところに随契の協議をしたりして、何とか進めているような状態ではあります。地元の事業者さんも、大型工事が例えば堰堤工事とかそういうのがありますので、なかなか身動きが取れないぐらいの事業量を抱えていらっしゃるこ



ともありまして、ともかく隙間を見て、町の事業もやっていただいているというような方向になっております。

それと、災害によっては、国や県の力もいただかなければならないという状況もありますので、今も密に連絡を取りながら、いろんな事業の砂防事業とか県の道路災害などの関連の事業とかにつきましても、密に協力といいますか、連携を取って情報交換しながら、いろんな支援も借りながら進めておりますので、そういうことを引き続き進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（岩本誠生君） 8番、大石教政君。

○8番（大石教政君）やはり町なんかの災害と畑とかの水路等、やっぱり密接に農地とか山林とかにかかっていますので、できるだけ早期復旧が非常に大事だと思います。

続きまして、②として、危機管理としての食料備蓄状況、あと、安全対応として今、北朝鮮等々からミサイルとか日本の上空を超えて発射等されておりますが、やっぱり安全対応としてシェルターの的なもの、なかなか地下鉄等々はないので、防空壕的なトンネルなんかの利用等とか、やっぱり町民の方の安全を守るためできることをやっていくことは、非常に大事じゃないかと思われまして。これ、やっぱり力と力で防衛力を高めようとする、最終的には今でも日本も核の傘に守られておりますが、やっぱり行き過ぎると、本当どうしようもなくなるので、さきの大戦なんかも思い起こして、やっぱり極度な武力には頼らない、人類がこの学びを平和なほうへ導いていくということは、非常に……。

○議長（岩本誠生君）時間がもう来ておりますので。

○8番（大石教政君）大事じゃないかと思われまして、お伺いします。

○議長（岩本誠生君）答弁で終わりますので。

それでは、総務課長、田岡学君。

○総務課長（田岡学君） 8番、大石議員のご質問にお答えいたします。

食料等の備蓄につきましては、高知県の備蓄方針に基づきまして、アルファ米、飲料水の備蓄を行っております。想定避難者数の1.2倍の食糧を備蓄するというふうな定めになっておりまして、現在本山町では、食料を3,500食、飲料水については3,648リットルということで、想定する避難者数の2日半分ぐらいの備蓄を行っておるところであります。指定の避難所でありますとか、避難ができる想定場所、集会所とか、あと町でいいますと保健センターなどに分散して備蓄をしておるところであります。

あと、シェルターの設置についてでありますけれども、現在町のほうでは設置は考えておりません。

以上です。

○議長（岩本誠生君） 8番、大石教政君。

○8番（大石教政君）それでは、これで質問を終わります。ありがとうございました。

もう時間ないね。

○議長（岩本誠生君）時間、もう来ているでしょう。  
以上で、8番、大石教政君の一般質問を終わります。  
ここで10分間休憩をいたします。

休憩 11:00  
再開 11:13

○議長（岩本誠生君）休憩前に引き続き会議を開きます。  
一般質問を続けます。

~~~~~

○議長（岩本誠生君）7番、中山百合さんの一般質問を許します。
7番、中山百合さん。

○7番（中山百合君）議長のお許しを得ましたので、7番、中山より一般質問を行います。
今回は2項目だけ通告しております。

一つ目が、町の住宅政策と町有地について、2番としまして、公衆トイレ（公共施設）
の環境整備についてです。

1問目からいかせていただきます。

①として、保有する町営住宅の入居状況と老朽化した住宅の長寿命化計画を先にお伺い
いたします。

○議長（岩本誠生君）町長、澤田和廣君。

○町長（澤田和廣君）7番、中山議員の一般質問にお答えをいたします。

住宅の長寿命化についてのご質問でございます。

町が保有をしております住宅は、昭和の時代に建設されたものなど、著しく老朽化した
ものもございます。長寿命化が図れるもの、それから建て替えが必要なもの、取壊しが必
要なもの等がございます。行政で整備するもの、民間活力を導入をするもの、空き家活用
など生活用だけでなく地域活性化に生かせるものなど、広く捉えて検討をしまいたい
というふうに思います。

なお、町有住宅の入居状況と長寿命化につきまして、担当課長のほうからお答えをさせ
ていただきます。

○議長（岩本誠生君）総務課長、田岡学君。

○総務課長（田岡学君）7番、中山議員のご質問にお答えいたします。

本山町が管理をしております公営住宅等につきましての、まず戸数ですけれども、本年
の4月1日時点で、公営住宅は41戸、特定公共賃貸住宅が20戸、特定優良賃貸住宅が
6戸、地域優良賃貸住宅は10戸、一般住宅が47戸、改良住宅は32戸で、あと更新住

宅が40戸の計196戸があります。

町営住宅には、4月以降14世帯の人が入居されました。現在、2世帯の入居相談があり、入居に向けての準備を進めておるところであります。

全体の入居状況ですけれども、著しく老朽化した住宅にはお住まいができないということと、改良住宅につきましては現在、取壊しのこともありますので、もうお住まいになられていない、2世帯の方がお住まいですけれども、それ以外は空き家の状態だということとあります。

あと、老朽化した住宅の対応についてというご質問だったと思います。

町長のほうも触れられましたけれども、老朽化が進んで危険な住宅というのが存在をしております。計画的に除去していきながら、町営住宅の再編計画を行う必要があると考えております。本山町の公営住宅等長寿命化計画に基づきまして、適正に管理をしていくとともに、耐震性を確保した住宅等の整備、建設が必要だと考えております。

以上です。

○議長（岩本誠生君）7番、中山百合さん。

○7番（中山百合君）ありがとうございました。

この町営住宅、公営住宅もそうなんですけれども一般住宅も、人口が多いときには建築された住宅が、町内にはたくさんあったと思われまして。それで、住宅再編計画を、人がつながらるまちなかをテーマで、委員会を2回ほど開催されております。その中で活発な意見交換が行われているとお聞きしております。

そこで、町営住宅で年数が30年、40年、50年と経っている住宅も見受けられます。例えば、一般住宅、北山帰全山団地は、現在4世帯の方が住んでおられます。多分40年以上経過していると思います。以前は数件ありましたが、現在は4世帯となっております。

以前その場所にあった住宅は撤去して、更地になっています。今後、帰全山団地にお住まいの方、そして更地になっている場所は今後どうなされるか、考えをお聞かせいただきたいと思いますが、また、その他の町営住宅に対しても、吉野の第1団地、本山天神前団地、そして、例えばこの中にある、旧の鶴田邸とか、旧の吉野保育所とか等々の住宅はどのようにこれから今後されるか、計画はないかお聞かせ願います。

○議長（岩本誠生君）総務課長、田岡学君。

○総務課長（田岡学君）中山議員のご質問にお答えします。

ご指摘のありました帰全山団地の件につきましては、議員ご指摘のとおりでありまして、お住まいの方に赴きまして、お話を聞いた経過もこの間あります。

全体的な見直しについては、整備をする必要があると思っておりますし、帰全山団地以外のご質問のありました住宅についての老朽化した対応が、整備をしていく必要ということも心得ておるところであります。

今後、町としても計画を立てて、町独自で整備をするのか、あるいは民間の方の力を借りて整備するのも含めて、今後さらに検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（岩本誠生君） 7番、中山百合さん。

○7番（中山百合君）ありがとうございました。

そのうちで、例えば、やりました帰全山団地の件なんですけれども、もうその4軒ともすごく雨漏りがひどくて、多分役場の方がおうちへ出向いて、いろいろとお話をしているとは思いますが、居住権というか住んでいる方、町の住宅は行政のほうがある程度、もう直していかなくてはいけないということもありますけれども、本当に北山東の帰全山団地は、本当にもう家がちょっと古くて、住んでいる方もすごく困っております。それで、更地になっているところは駐車場みたいな感じで、みんな銘々車も置いておりますけれども、やはりあそこを何とか、ほかのところももちろんそうですけれども、その更地になっているところ、何か順番に計画していただけたらいいんじゃないかと思われま。

そして、寄贈の畑の柿本医院の中で、これは総務委員会か何かで、ちょっと委員会で現地に出向いた経過があるんですけれども、そこは雑草とかもう草がいっぱい、周りには家がちょっとありますけれども、立地条件、建築基準法の関係で、住宅でも家が建たないということで、結局そういう周りの方が、もし畑なんかしたいということがあれば、売却するという考えもあるのでしょうか。

○議長（岩本誠生君）総務課長、田岡学君。

○総務課長（田岡学君）ご質問の前段にありました帰全山団地のことにつきましては議員のご指摘のとおりで、担当職員と何度かお話もお伺いしましたし、雨漏りのときの対応についても申出にあって対応しております。

全体的に、繰り返しになりますけれども、整備が必要だということは認識をしております。更地の部分も含めまして計画を立てていかなければならないということで、再度お答えをさせていただきたいと思えます。

すみません、2問目といいますか、この後にありました柿本医院というふうにおっしゃられました。もうちょっと、すみません、具体的に、申し訳ありませんけれども、再度お願いいたします。

○議長（岩本誠生君） 7番、中山百合さん。

○7番（中山百合君）すみません、言葉が足りなくて。

柿本医院の建物ではなくて、柿本医院が保有していた分を町に寄贈したというところの、本当小さいような畑、確かに総務委員会で行きましたよね、行きました。そのところなんですけれども、行政のほうは知らないのでしょうか。

○議長（岩本誠生君）総務課長、田岡学君。

○総務課長（田岡学君）町有地で、利用されていないといいますか、部分もありますので、ご相談をいただいて、売却あるいはお貸しするとかということも含めまして対応はしますので、またお気軽にご相談をいただけたらと思えますので、よろしくお願いいたします。

○議長（岩本誠生君） 7番、中山百合さん。

○7番（中山百合君）分かりました。確認取って、現地へ出向いて見てきていただきたいと思ひます。

そして、順番に言ひますけれども、旧の吉野の保育所は、平成4年9月まで、今年9月までしゃくなげ荘に貸出しをしておりますけれども、今後は壊す予定ということであります。そしてもう、旧白髪小学校はもう土地はちょっと古くて、もう未定と。それで、旧の鶴田邸ですけれども、協和オートさんが前おった横の鶴田邸は寄贈されたということで、なかなか老朽化が進んで雨漏りとか等々やっているんですか、そこはもう玄関が道路に面しているんで危ないし、ここの鶴田邸はどのようにするかどうかお聞きます。

○議長（岩本誠生君）総務課長、田岡学君。

○総務課長（田岡学君）現在町が保有しておる資料等も確認してのご質問だと思ひますけれども、現在保有しておる町有地については、一覧表で町も管理をしております。中では様々なご意見もいただいておりますので、今後、今日ご質問いただいた内容も含めまして、町有地の活用については再度検討していきたくと思ひます。

現在のところ、具体的にこうするという案は持ち得ていないです。

以上です。

○議長（岩本誠生君）7番、中山百合さん。

○7番（中山百合君）そうしたら、最後の1点だけ。吉野中学校跡地の中で、校舎は特別教育で除去してありますけれども、体育館は地域の活性化のために活用されております。その上側に、前、資材なんか置いているところの町有地があると思うんですけれども、そこはどのようになっているか、ちょっと、これから活用をどんなふうにしていくのか。

校舎なんかはもう、校舎は特別教室のとの、22年度に除去というか壊してありますけれども、体育館は地域の人に貸している、活性化でやっています。その玄関のところの横側の手前に、ちょっとあの中に、前、資材なんか置いていて、町営住宅をそこへ建てたらいいんですねというような感じで、前にお話があったみたいですがけれども、その今、活用はどのようにされているか。

○議長（岩本誠生君）総務課長、田岡学君。

○総務課長（田岡学君）具体的なご質問はいただきましたけれども、この場で今後の活用について具体的にこうますということは、今のところお答えができません。

ご質問を受けておりますし、先ほど来申し上げました町有地の活用については、庁内でも検討して対応していきたくと思ひます。

○議長（岩本誠生君）7番、中山百合さん。

○7番（中山百合君）ありがとうございます。

この町有地の件は、もう前からそういう質問なんかは度々していると思うんですけれども、なかなか年数がたつて、今後どんな活用するかということがなかなか、今までやっていなかったんで、これからはもっと、地域の活性化の人も集まって協議もしていると思うんですので、そういうところも踏まえて、ちょっと協議していただきたいなと思っております。

すので、よろしくお願いいたします。この①を終わります。

②の現庁舎の移転後の跡地を含めた等々なんかは、今までこの件に対しまして本当に複数の同僚議員が質問をされています。そして、今先ほど同僚議員が質問されておりまして、現在まちなか活性化推進委員会で協議しているということなので、この質問は省かせていただきます。

次に、③を質問させていただきます。

今、活用されていない町有地が点在していると思います。主に市街地の遊休地についての今後の活用計画、また住民が住宅用地としてほしいなどの希望があれば、売却するなど考えてはどうかと思いますが、町の考えをお聞かせください。

○議長（岩本誠生君）総務課長、田岡学君。

○総務課長（田岡学君）7番、中山議員のご質問にお答えします。

先ほどの質問の中でもお答え申し上げましたけれども、十分活用されていない町有地につきましても、庁内でも具体的に活用方策について検討していきたいと思います。

また、町有地の一部で購入等のご希望がある場合は、総務課のほうにお気軽に相談をいただいて、必要な行政の手続きを取って進めていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（岩本誠生君）7番、中山百合さん。

○7番（中山百合君）この質問をどうしてしたかということは、住民の方から、庁舎なんかもあっちへ行くし、ここが更地になる。そして、いろんなところ、住民の方からちょっとお話をされて、もしここはどうやらかというのが、ちょっと町のほうに聞いていただけませんかと言うて、一応行政のほうの方にも言ったんですけども、やっぱり遊休地で遊ばれている、何も無い、活用されていないところは、例えば計画を立てていると思いますが、もし計画なかったら、先ほど総務課長が言ったように、企業とか民間による活用も大事ではないかと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

本当にこのまちなか活性化の推進委員を立ち上げてもらって、2回ほど協議会をしておりますので、今私が1問目に言ったみたいに、遊休地とか跡地のことなんかは至急に、やっぱり協議なされて進めていただきたいと思いますので、何か町長が答弁できることがあれば答弁していただきたいと思います。

○議長（岩本誠生君）町長、澤田和廣君。

○町長（澤田和廣君）お答えします。

現庁舎の跡地のことも含めまして、それからこの町の遊休地ということじゃなくて、町なかのいろんな施設とか等も含めて、住宅だけじゃなくて、いろんな城山もそうですし、十二所神社もそうですし、そういった施設なんかも含めて活性化の資源じゃないかというふうに捉えて、論議もしていただいております。

ここの活用、この遊休地はどうかとかという特定をして論議をしておるものではございませんけれども、その全体の論議の中で、いろんな活用について話ができれば進めていき

いというふうに思っております。

皆さん非常に活発にご意見いただいておりますので、これを大切にして進めていきたいというふうに思っております。

○議長（岩本誠生君） 7番、中山百合さん。

○7番（中山百合君） その地域活性化でお話しする中で、やはり今町長がおっしゃったみたいに、いろんな資源といろんなところ、住宅に限らず、やはり住宅の戸数など見直しして、整理をする必要がありますので、どうぞ今後よろしくお願ひしたいと思ひます。これで大きい1問目を終わります。

2問目にいきます。

大きい2問目で、公衆トイレ（公共施設）の環境整備について質問いたします。

①としまして、このトイレに関しましては、私も数年前から質問をした経緯があります。プラチナセンターの和式から洋式に、公衆トイレ、吉野公園、上街公園など等々手すりの設置など、住民の皆さんの要望で、今、実現をしています。

そして、今回は女性用のトイレにチャイルドチェアの設置、乳幼児同伴者への配慮として、一室でも設置することができないかをお聞きします。

○議長（岩本誠生君） 総務課長、田岡学君。

○総務課長（田岡学君） 7番、中山議員のご質問にお答えいたします。

全てのトイレということにはなりませんけれども、帰全山公園、上街公園の障害者トイレへの設置に向けて令和5年度予算に計上して、令和5年度に設置をいたします。

以上です。

○議長（岩本誠生君） 7番、中山百合さん。

○7番（中山百合君） ありがとうございます。

吉野、ちょっとチャイルドシートがつくかどうか、スペースもありますので、一応ちょっと吉野公園と帰全山と上街公園へ現地を見に行きました。そして、吉野公園は四つ、女性のほうがありまして、2か所は割と一室でも広いところがあります。けれども、あと二つはちょっと狭くて、多分無理じゃないのかということをおもいました。

先ほど総務課長が、帰全山と上街公園を言われましたけれども、吉野公園にも設置をしていただきたいという考えがありますが、どうでしょうか。

○議長（岩本誠生君） 総務課長、田岡学君。

○総務課長（田岡学君） 中山議員のご質問にお答えします。

先ほど設置をしますと言い切りましたけれども、予算の議決をいただいてから設置に向けていきたいと思ひますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

ご指摘のありました、全てのトイレにということですが、現場も確認をいたしまして、設置ができるかどうかの調査もした上で、取りあえず今のところ、今言いました帰全山公園と上街公園の障害者トイレには設置ができるということをお判断いたしましたので、この後、予算に計上して、議決をいただきましたら設置をしたいと考えております。

○議長（岩本誠生君） 7番、中山百合さん。

○7番（中山百合君）ありがとうございます。

障害者トイレのみじゃないですよ。障がい者トイレは広いから、確かにチャイルド、それはつきます。けれども、一つ一つ個室があるのに、複数はいかんで、一室でも貼り紙をして、お子様連れでも入れますよというような貼り紙、皆さん多分、高知なんかいろいろ会って行ったときには、そういうところをまめ見ると思いますので、やはり帰全山とか上街だけやなしに、やっぱり吉野のほうもできるのであれば、一室してあげたらと思えます。議決がなければできないと今おっしゃいましたけれども、その分も含めて町のほうで協議していただきたいなと思っておりますので、お願いいたします。

○議長（岩本誠生君） 総務課長、田岡学君。

○総務課長（田岡学君） 議員のご質問にお答えします。

この前段に、まちづくり推進課の担当職員とともに公園のトイレの調査といたしますか、見てきまして、どの部屋にも設置ができたらいんですけども、なかなかその設置をするスペースがないという状況でした。で、設置が可能な場所ということで当面、今申し上げましたところに設置をしたいと考えております。今後、ご指摘のありました内容も含めまして、可能な場所にはつけられるようでしたらつけていきたいと思っております。

それと、今度できます新庁舎には、当然このチャイルドチェアは備えたトイレとなるということで、申し添えておきます。

以上です。

○議長（岩本誠生君） 7番、中山百合さん。

○7番（中山百合君）ありがとうございます。

新庁舎のことも聞くつもりでしたけれども、お答えしていただいたので、もういいです。

本町は交流人口が多分増えてきていると思います。そうした中で、若い人で乳幼児を同伴してこられますので、帰全山とかモンベル、吉野公園、上街公園、プラチナセンター、新庁舎の整備が必要でないかということで質問したいんですけども、今、先ほど総務課長は、帰全山と上街公園だけとおっしゃいました。モンベルなんかも、プラチナセンターなんかもやっぱりありますので、一応現地トイレのところを現地を見に行つて、全部とは言わない、せめて一つだけでも、四つあったら一つだけでもそうやってつけたら、やはりいいんじゃないかと思われま。

もし一度見られて、現地を見てくれたと言っておられましたので、もう一度精査してもらつて、行って見てもらつて、つけられるところでは一室でもつけていただきたいと思っておりますので、例えば、要は皆さんドアのところ、お子様連れでも個室に入れますよということの貼り紙を書いています。そこにはチャイルドシートがありますので、やっぱりそういうところをも考えて、ちょっと実施していただきたいと思っておりますので、お願いいたします。

○議長（岩本誠生君） 総務課長、田岡学君。

○総務課長（田岡学君） 2か所だけというふうにも申し上げましたけれども、ご質問のやり取りの中では、設置可能な場所には研究をしていくということですので、さらに研究して、設置ができるところには備えていきたいと思います。

以上です。

○議長（岩本誠生君） 7番、中山百合さん。

○7番（中山百合君） いいお返事をいただいたので、よかったと思っています。

これ本当に、やっぱり他町に誇れる、トイレというのは本当にきれいにする、どこ行ってもやっぱりトイレはきれいにしないかん、トイレの神様というような感じで歌もありましたけれども、やっぱり他町に誇れる公衆トイレの整備を、町としてはやはり前向きに考えてほしいと思いますので、よろしく願いいたします。

いいお返事をいただきましたので、次の②番の質問に移ります。

今回は、先ほど①ではチャイルドチェアですけれども、②では、男性トイレの個室にもサンタリーボックスの設置をとということを質問させていただきます。

以前、住民の方より要望があって、上街公園の女性トイレにサンタリーボックスを設置してほしいと言われてまして行政に相談しましたが、何でももう、ごみとかなんとかかんで、いろんなものを入れるので、入っているのもう設置はしないという経緯がありました。そして、先ほど①の部分でずっと見てみましたら、吉野公園のトイレにはサンタリーボックスがあります。帰全山はなし。上街公園もない。そしてほかは、冬瀬はまだよう行っていないんですけども、ほかのところ、取りあえずその上街と帰全山と行ったんですけども、そこには障害者トイレの中にもなし。吉野公園はトイレが四つありまして、3か所にサンタリーボックスがありました。

それで、どうしてサンタリーボックスを置かないかということがあるのかということ、本町はどうお考えなんでしょうか。

○議長（岩本誠生君） 総務課長、田岡学君。

○総務課長（田岡学君） 7番、中山議員のご質問にお答えいたします。

サンタリーボックスにつきましては、新庁舎には当然備えていきます。

ご指摘の町有の公園につきましてはですけども、設置スペースも見て、設置が可能な場所には今後設置をしていきたいと思います。

○議長（岩本誠生君） 7番、中山百合さん。

○7番（中山百合君） ありがとうございます。

本当に花まつりとか等々、上街公園らはもう春には人が多数がおいでになるのに、皆さんがそれをもし、変な話ですけども、やはり汚物というか、サンタリーボックスがないので、それを全部持って帰りよったがですよ。それを私も県外の方から聞いて、話をされたので、それでまた一回現地見たら、何もないのでびっくりしたという。普通はあるのが当たり前ですよ。私としたら、当たり前とっております。ですので、やっぱりそういうサンタリーボックスは置いておかななくてはいけないと思います。

それで、今総務課長がおっしゃったように、スペースがあって置く場所があれば置くというような答弁をいただきましたので、安心をしていますけれども、あともう一つは、男性用トイレの個室にもサニタリーボックスを置いてあげたらと思っております。というのは、最近、前立腺がんや膀胱疾患の術後などの、また尿漏れとかなどの悩み、トラブルを持った男性が本当に増えてきています。尿漏れパッドや紙パンツを使用している方も増えてきています。女性用トイレだけではなくて男性用トイレにも設置することは、人に優しいまちづくりにつながると考えますが、本町の考えをお聞かせください。

○議長（岩本誠生君）総務課長、田岡学君。

○総務課長（田岡学君）7番、中山議員のご質問にお答えいたします。

人に優しいまちづくりにつながるというご指摘のとおりだと思います。先ほど設置をしたいと思っておりますとお答えしましたのは、男性用トイレも含めての設置を考えております。

あと、ごみの問題がありましたけれども、設置をして、公衆用トイレにつきましては毎日管理をするものではないので、一般ごみについては基本的にお持ち帰りいただくという、そういう備わっておるところには必要なものだけ入れてもらうというのは、利用されているお客さんにも徹底をしていただきたいと考えております。

○議長（岩本誠生君）7番、中山百合さん。

○7番（中山百合君）ありがとうございます。

本当に、これは男性の方からちょっと聞いたことなので、この一般質問でちょっと言わせていただいたんですが、中には何でも入れると、前に言われたのは、おむつをそのまま上に置いてあったというような感じも言われたので、もうそれは仕方がないねと思っていたんですけども、やはり男性用というのもありまして、県外から来て町外から来た人が、ここのトイレはこんながをしてやってくれているんだなという思いをして帰られたらと思っておりますので、本当に前向きな答弁していただきましたので、よかったと思っております。

もうこれ以上言うことはありませんので、もうこれで一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（岩本誠生君）以上で7番、中山百合さんの一般質問を終わります。

ちょっと早いですけれども、昼食のため、1時まで休憩をいたします。

休憩 11：48

再開 13：00

○議長（岩本誠生君）休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

~~~~~

○議長（岩本誠生君） 9番、吉川裕三君の一般質問を許します。

9番、吉川裕三君。

○9番（吉川裕三君） 議長のお許しを得ましたので、9番、吉川裕三、一般質問を行わせていただきます。

それでは、通告に従って質問をさせていただきます。

まず、昨日、同僚の一般質問の町長の答弁についてお伺いいたします。

更新住宅は住み替えであることから40戸で終了した旨の発言をなさいましたが、その真意についてお伺いいたします。

○議長（岩本誠生君） 町長、澤田和廣君。

○町長（澤田和廣君） 9番、吉川議員の一般質問にお答えをいたします。

昨日の答弁ですが、上地議員への答弁で、更新住宅が完了したのかとの質問に、答弁で言葉足らずでございました。改良住宅へのお住まいの方の住み替えに必要な住宅は40戸で充足しているという旨の答弁でございます。申し訳ございません、誤解を招くような発言でございました。よろしくお伺いいたします。

○議長（岩本誠生君） 9番、吉川裕三君。

○9番（吉川裕三君） ここで確認します。

3月議会での更新住宅工事費の減額修正予算の採決につきましては、50戸の建設計画を40戸に変更したものを承認したのではなく、あくまでも会計法上、財源確保がされていない予算については、そのままにしておく年度末の繰越しの措置ができない、数字的に減額しなければならないとの説明があり、計画変更ではないものを確認の上、議会の意思、計画変更については了承したものでないことを執行部に伝え、念を押して議決したものであると認識しております。

それではお伺いいたします。

本年9月2日付の本山町から地元委員会への回答書におきまして、補正予算の減額については事業費のみを減額したもので、これは先ほどの3月議会の確認のとおりでございます、更新住宅を40戸に減額したのではないとしております。

それでは、前町長から、制度の趣旨に鑑み40戸にした云々の、制度の趣旨を正しく理解していないので誤った判断を引き継いでいるということでお伺いいたします。

あくまでも前町長が四国地方整備局に令和3年5月7日に事業完了報告を行った行為について、その行為は瑕疵があったのか、なかったのかについてお伺いいたします。

○議長（岩本誠生君） 町長、澤田和廣君。

○町長（澤田和廣君） お答えします。

瑕疵があったか、なかったかの判断につきましては、私のところでは判断しかねます。

○議長（岩本誠生君） 9番、吉川裕三君。

○9番（吉川裕三君） 改めて確認しますと、改良住宅等改善事業制度要綱に従いますと、

原則として従前の改良住宅の戸数以上の更新住宅を建設しなければならない。建設した更新住宅の戸数が入居予定者の数を超える場合においては、住宅に困窮すると認められる者の中から公正な方法で選考した者を入居させなければならないとあります。ですから、必要戸数が40戸であるから40戸にするという論理は、この要綱からすると違っていると。で、9月議会に確認しましたら、昭和20年代後半から建てられた一般の町営住宅にお住まいの町民の方についても、住宅に困窮した人と解することができるという執行部の答弁をいただいております。

それを考えるのであれば、当然、住み替えに必要な戸数が40戸であるから40戸にするという論理は成立せずに、あくまでも更新住宅の建設計画につきましては、50戸を建設するという方向でいくべきであると考えますが、その点いかがでしょうか。

○議長（岩本誠生君）町長、澤田和廣君。

○町長（澤田和廣君）お答えします。

引継ぎの件は答弁をさせていただいておりますので、あわせまして、この改良住宅の建て替え計画につきましては、私が総務課長のときに基本計画に着手しております。

その際に、今回の計画は、老朽しました現在の改良住宅にお住まいされている方の建て替えであるという認識をしておりましたし、そのように事業の説明もしてまいってきたところでございます。

だから、私もそういう、老朽化した改良住宅の住み替えのために今回の事業は進めておるという認識を持っておりましたので、引継ぎで、40戸でこの計画は変更がないという説明を受けたときに、私も過去の記憶から、住み替えに必要な戸数については40戸で充足したんだなというふうな認識を持ったものでございます。

○議長（岩本誠生君）9番、吉川裕三君。

○9番（吉川裕三君）それでは、ちょっと見方を変えてお伺いします。

令和3年度の当初予算に、更新住宅建設未完了の残り10戸の建設予算を社会資本整備費用として計上しておりますが、この令和3年の当初予算編成時には、あくまでも更新住宅は50戸建てる予定であったと、議会としては認識しております。

それでは、令和3年度当初予算は、令和3年3月議会において可決したものだとして認識しております。この予算につきましては、残り10戸を建設するという計画で予算を出したのかどうかについて確認したいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（岩本誠生君）総務課長、田岡学君。

○総務課長（田岡学君）吉川議員のご質問にお答えします。

令和3年度の当初予算時には、残りの住宅の建設に向けての予算を計上し、承認をいただいたものと考えております。

○議長（岩本誠生君）9番、吉川裕三君。

○9番（吉川裕三君）それでは、令和3年度の当初予算では、残り10戸を本山町としては建設する予定であった。それでは、議会で議決されたこの予算を変更する場合の手續に

ついてお伺いします。

まず、手続としましては、補正予算案を議会に提出して、議会の議決を得て、その補正された予算を執行するというのが、地方自治の原則とする二元代表制だと考えますが、その点いかがでしょうか。

○議長（岩本誠生君）町長、澤田和廣君。

○町長（澤田和廣君）はい、ご指摘のとおりと存じます。

○議長（岩本誠生君）9番、吉川裕三君。

○9番（吉川裕三君）それでは、この令和3年5月7日に、四国地方整備局に事実上の完了報告を行った本山町の行為について、先ほど瑕疵はなかったのかとお伺いすると、町長は、私の立場ではお答えすることができないと言いますが、明らかに議会の減額補正の予算が通っていないものを、一方的に町長の判断で上級官庁、国土交通省監督下にございます四国地方整備局に出すことは、これは手続が不当であったと言えるのではないかと思います。その点についてお伺いいたします。

○議長（岩本誠生君）町長、澤田和廣君。

○町長（澤田和廣君）手続が不当だったのかどうかということについては、私のところでは判断ができません。

○議長（岩本誠生君）9番、吉川裕三君。

○9番（吉川裕三君）では、一般論としてお伺いします。

議会で承認された予算を、議会の承認もなく減額するという行為は、本山町では、これは執行部のルールとして認められているのか、それとも何らかの意図があってこの行為が実行されたのか、それとも役場の庁舎の中に、この手続は明らかに間違っていると言う、指摘する、気がつく人間がいなかったのかどうかについて、ここにおける10人の執行部の方にお伺いいたします。

○議長（岩本誠生君）町長、澤田和廣君。

○町長（澤田和廣君）町長の決定、決裁に基づいて手続を取っておりますので、それは当時の町長がその手続を判断し、決裁をし、手続を取ったものというふうに私は理解をいたします。

○議長（岩本誠生君）9番、吉川裕三君。

○9番（吉川裕三君）この執行部の暴走を止めるために、地方自治におきましては議会と執行部という二つが、いわゆる車の両輪のように機能すると。それが予算の減額を議会にも諮らずに一方的にするというのは、明らかにこれは手続として瑕疵がある。憲法に保障されております地方自治の原則を無視したる行為ではないかと考えますが、いかがでしょうか。いや、それは吉川の言うのは間違っていると、町長が判断したら2億ぐらいの決裁はできるのかという反論がある方がこの10人の中にいるのであれば、反論していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（岩本誠生君）町長、澤田和廣君。

○町長（澤田和廣君）吉川議員のご指摘が間違っているというふうには私も思いませんけれども、ただ、私が当時の決裁されたことにつきまして、瑕疵があったのかという判断につきましては、できかねるということでございます。

ただ、私はその予算につきまして、本年の3月で令和3年度の補正予算を提案させていただいたんですが、これは、計画変更しているのであれば、予算も当然整合性を取って議会にお諮りをしなければならないものであったというのは、私はそういうふうに考えます。それを3月議会で私が提案をせざるを得なかったということについては、議会にご迷惑をおかけしたという認識を私は持っております。これは本当に、改めましておわびを申し上げなければならないことだというふうに思っております。

○議長（岩本誠生君）9番、吉川裕三君。

○9番（吉川裕三君）いや、これは議会に迷惑かけたんじゃないなくて、当事者の住民の方に迷惑をかけたんであって、議会は、町執行部の過ちが、誤っているところは正すという、また牽制する機能であって、この議会に諮らずにそのままですと、本山町というか地方自治における牽制機能が全く働かなくなると。この行為自身は、これは町長が引き継いだと言われていますけれども、明らかに手続が違法である。町長に認められた権限を逸脱している。これは引き継いだということになると、澤田町長も同じ責任を負わなくなります。

ですから、逆に今の執行部が判断がつかかねるのであれば、先の町長、副町長について司法の判断を仰ぐというのも一つのやり方ではないでしょうか。

例えば、さきの町長でありました細川博司氏に、2億560万円の損害賠償、副町長だった松岡寛氏に1億円の損害賠償を高知地裁に提起して、それで高知地裁の判断を仰ぐ。それで、向こうがやるんだったら高松高裁、最高裁まで行ってもいいじゃないですか。これ白黒して、どこが間違っただけのことを行政が起こしたかということをお白黒はっきりしなかったら、ずっとこういう問題を引きずっていきますよ。

例えば、本山町110年余りの歴史の中において、前の4年間は、例えば本山町産業振興センターが閉鎖した、この手続についても、果たして町長名で閉鎖の貼り紙を貼ってよかったのかどうか、一切の検証がなされていません。また、今西町政時代に分散型庁舎、旧の産業振興センターのところに役場庁舎は建たないという結論が出ているにもかかわらず、相変わらず分散型庁舎を提案して、なまじ新庁舎の建設を遅らせた。更新住宅のこの一方的な打ち切り、全てこれ手続が、シミュレーションができずの行き当たりばったりでして、その事件の原因究明、検証作業が一切できていない。だから町長の判断において誤った不祥事が繰り返し起こっていくと私は考えますが、まず第1に、この原因究明を、どうして起こったかということについて、本山町では原因究明をする考えがあるのかないのかについてお伺いいたします。

○議長（岩本誠生君）町長、澤田和廣君。

○町長（澤田和廣君）本事態の原因究明のための組織の設置について等となっておりますので、現状では本事態の原因究明のため組織を設置することは考えておりません。

○議長（岩本誠生君） 9番、吉川裕三君。

○9番（吉川裕三君） そうであれば、同じ繰り返しがまた、議会にも諮らずに、こういう事態が起こるのではないかという危惧があります。

また、やはり地方自治というのは二元代表制というのがその制度の根幹にあることを、議会の承認も得ずに、勝手に2億560万円もの予算を減額して事業終了ということは、いまだに本山町議会においては、更新住宅が50戸建つものだと認識、全ての議員がしていると思います。それを40戸で完了したというのは、一方的に執行部が四国地方整備局に出したものであって、議会はいまだにこれは承認しておりません。

このことについて、本山町としてはどうお考えかということ再度お伺いいたします。

○議長（岩本誠生君） 町長、澤田和廣君。

○町長（澤田和廣君） 今ご指摘の二元代表制は非常に、地方自治の根幹であるというふうに考えております。

ただ、その時点で判断し、決裁されて手続を取られたことについて、私のところで今それを、瑕疵があったのかというふうな判断をすることは、判断しかねております。

○議長（岩本誠生君） 9番、吉川裕三君。

○9番（吉川裕三君） 本山町におきましては、昭和60年以降全て本山町のトップが、役場のOBの方が務めております。ですから、やはりかつて一緒に仕事をした、上司であった、そういう関係があつてちゅうちょすることがあつてはならないと思います。いかんことはいかん、駄目なことは駄目と、それで、もし今の本山町がこれを原因究明をし、委員会を立ち上げるようなつもりがないのであれば、やはりこの判断は司法に委ねるべきではないかと思いますが、その点、再度お伺いいたします。

○議長（岩本誠生君） 町長、澤田和廣君。

○町長（澤田和廣君） 前任の方に気を使っているとか、そういう思いはございません。

ただ、その当時に判断、決裁されたことについて、私のところで、それに瑕疵があったのかという判断を、いわゆる司法的な判断を私のところではできないということでございます。

○議長（岩本誠生君） 9番、吉川裕三君。

○9番（吉川裕三君） いや、町長が司法的判断をする必要はなくて、司法が司法の判断を司法にしてもらおうと。そうでなかったらこの結論、結局議会も通さずに40戸にしたままで、やったもの勝ちに本山町はなりますよ。

これは、かっちりルールに従ってやっていないものについては、それなりの責任を負っていただく、そうでなかったらやったもの勝ち、結局、本山町としては何も問題が解決できないまま、そのままなし崩しに行っていくと。さきの嶺北産業振興センターについてもいまだに結論が出ない。この問題についても、もうやったもの勝ちみたいな形になれば、それは正しい行政の姿ではないと考えますが、その点いかがでしょうか。

○議長（岩本誠生君） 町長、澤田和廣君。





よう、お伺いたします。

○議長（岩本誠生君） 町長、澤田和廣君。

○町長（澤田和廣君） 姉妹都市、友好都市の提携についてのご質問です。

やはりこういった友好交流とか姉妹都市という締結につきましては、歴史的物語、歴史的にとか物語とかというものが背景にあるものだろうと思います。

浦臼町はもう皆さんご承知のとおりでございます。これはもう説明が必要ないだろうというふうに思いますが、出雲市につきましても願開舟の話、これももう有名な話でございます。繰り返す言いがどうなのかと思いますけれども、本山町の助藤地区です。で、病気がはやったときにその治癒を願って、出雲に行くことができないので、出雲に向けて祈願をしたと。そうすると病気が落ち着いたということで、そのお礼にということで、木製の船と15文でしたかを吉野川に流して、それが長い年月をかけて出雲にたどり着いたということで、出雲大社のほうも非常に大切にこの歴史を捉えておりまして、毎年4月には、願開舟まつりというのをやられておりまして、私も今年初めて参加させていただきましたけれども、非常にたくさんの方がおいでいまして、それからあその碑のあるところは、毎月と言われていたと思いますけれども、清掃にも来られて大切にされております。

で、出雲市との関係につきましては、前回の質問からまだ何も手続ができていないということは申し訳ないでございますけれども、何かの機会にやはり表敬訪問的なことをしてみたいと思います。そういうことがあったと。で、出雲大社には宝物殿に願開舟と15文ですかも展示されているというふうに聞いておりますので、逆に言えば、先方のほうが、出雲大社のほうが非常にこの史実について大切に考えられておるといことがございます。そういう面もありますので、どういう交流ができるのかということにつきましては、なかなかこれからのことではございますけれども、出かけて話をする機会をつくりたいというふうに思います。

ブラジルとの関係、非常に、以前ブラジルの100周年でしたかの記念式典がございましたけれども、その際、記念祝辞ですか、私代筆した覚えがございまして、非常にそちらも高知県に対する思いも強いものがありまして、そういった歴史や物語というものがございます。アッパーダービーについても同様でございます。これはなかなか国外でございまして、そういう関わりをもう一度構築し直すということについて、どういう手続がいいのかということについては、ちょっと考えるところはありますけれども、これは今後の課題だというふうに思います。

以上であります。

○議長（岩本誠生君） 9番、吉川裕三君。

○9番（吉川裕三君） 詳しい説明ありがとうございます。

まず、現在友好的な関係を持っております浦臼町について、平成11年2月に友好交流町の協定を締結しております。本年10月、11月には、浦臼中学校、浦臼町長、浦臼町

議会、浦臼農業委員会が本山町に来町されまして、現在も交流関係が浦臼町とは続いております。また、先月20日に開催されました本山町産業文化祭には、浦臼町の農産物であるソバ、ジャガイモ、カボチャ、またカボチャはたしかペイブレードという珍しい品種で、本山町ではあまり見られないような品種が販売されたように見て感じております。

この浦臼町との交流をもう一步踏み込んで、浦臼町の産業との連携の強化を模索できないかということについてお伺いいたします。

例えば、浦臼町には北海道ワイン、鶴沼ワイナリーがございます。同施設では、ワイナリー開園以来、ドイツ、オーストリアで栽培される品種を中心に、様々なブドウの品種が栽培されておりまして、現在では試験品種を合わせるとその数は約40種類にも上ると聞いております。その中で、本山町の風土に合う品種の苗木を分けていただいて、浦臼町からの栽培技術の支援を受けて、新たに本山町の産業として育成することはできないか。また、浦臼そばと言われておりますボタンソバを本山町で栽培できないか。本山町にある耕作放棄地を新たなブドウ、ソバの産地として、さらには浦臼町との結びつきを強化するために、こういうふうな方策も一つの方法としては考えられるのではないかと思います、その点いかがでしょうか。

○議長（岩本誠生君）町長、澤田和廣君。

○町長（澤田和廣君）お答えします。

非常にいい提案だというふうに思います。特にワイナリーを、ワイン造りをやってみたいという声も聞いたこともございますので、本山町の地に合うのかどうかという問題もあろうかと思えますけれども、ただ、ソバにつきましては汗見川のほうでも今、活性化推進委員会の皆様を中心に生産されておりますけれども、そういった浦臼で作られているボタンソバが当地、本山町に合うのかどうかというようなことも、非常に興味がございます。やはり、そういう産業の連携ということも、私は非常に重要なことだというふうに、私も同感でございます。検討させていただきたいと思えます。

○議長（岩本誠生君）9番、吉川裕三君。

○9番（吉川裕三君）先々月ですか、10月30日に、高知市内で梶原町長の吉田町長とご一緒する場がございまして、梶原町におきましては令和2年度から井上ワイナリーとの関係でブドウの作付を始めて、本年、たしか赤ワインか白ワインかの品種の片一方のほうで2.2トンの収穫があったということを吉田町長は申し上げておりました。

また、まちづくり推進課のほうに調べていただきますと、令和2年に作付を開始しまして、令和4年度では実績として3トンのブドウの収穫があり、逆に令和2年度から、そして翌年の令和3年度産のブドウをワインに造り始めているということで非常に、それで今年度から、梶原町産のブドウを使用したワインを本格的に生産する予定だというお話を聞いております。

ですから、やはり嶺北地域では土佐町で一部ワインを造っておりますし、本山町の新たな産業の一つの柱として、耕作放棄地でワイン栽培、またソバの栽培をして、産業の柱を

つくるということも、積極的に町長が進めていただけるということですが、再度確認しますが、その点いかがでしょうか。

○議長（岩本誠生君）まちづくり推進課長、田岡明君。

○まちづくり推進課長（田岡明君）答弁をさせていただきます。

梶原町さんのブドウ栽培につきましては、まちづくり推進課のほうも先進的な事例ということで承知をしております、先ほど議員がおっしゃいましたとおり、井上ワイナリーとの連携によって、ワイン造りの取組がされております。

その情報をちょっと梶原町のほうに伺いますと、令和2年度から町有地10アールの実証圃場のほうに苗400本を植えて、3年計画でワインの生産につなげていくということで、そういう取組がされております。

本年度、約3トンのブドウの収穫があったということで、そのブドウを使ったワイン造りが本格的にこれから始まっていくということでもあります。

非常に、議員がおっしゃいますとおり、耕作放棄地や、そういう農地を使った、また事例ということで、本町のほうもそういう、気候的にも条件的にも似通った部分がありますので、梶原町の取組も参考にしながら、そういう新たな取組にもチャレンジしていければというふうに考えております。

なお、ちょっと一つ課題として上げられておりましたのが、ブドウ栽培にも有害鳥獣のほう非常に、ハクビシンであるとか猿とかがやはり来るとということで、実証圃場のほうでもネットや電気柵を設置して対応しておるという状況であります。ちょっとそういうところでは、なかなか有害鳥獣対策のコストもかかるということが課題として上がっておると聞いておりますので、そういうところを参考にしながら、ちょっと前向きに検討できればと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（岩本誠生君）9番、吉川裕三君。

○9番（吉川裕三君）ありがとうございます。

次に、町長が詳しく説明していただきましたが、願開舟のご縁を持ちまして出雲市ということで、この話を詳しくしますと、天明元年10月17日、太陽歴でいうところの1781年12月2日に、助藤の郷士、志和九郎左衛門重則が、疫病快癒のお礼に吉野川に流した願開舟が、天明3年4月27日、足かけ3年、542日の歳月を経て、出雲の国の稲佐の浜にたどり着いた奇跡の物語で、その後、この願開舟は大正5年、出雲大社の神社の宝、神宝に格上げされ、源平時代の秋野鹿蒔絵手箱とか、後醍醐天皇皇道再興御綸旨、足利義教着用のよろい、豊臣秀頼奉納の太刀等の国宝、重要文化財とともに出雲大社の宝物殿に陳列され、現在に至っておるということで、非常に出雲市は、出雲信仰の一つの柱として、願開舟ということをお大切にしているということ、そのご縁で友好都市締結ができないかということをお話をさせていただきました。

現在でも出雲大社、また出雲大社土佐分祠へ参拝する前には、助藤の願開舟の祈願所へ

参拝してから向かうということも行われております。

数年前に、願開舟祈願所の例大祭の折に、出雲大社土佐分祠の森田分祠長に、出雲大社、ひいては出雲市との仲介をお願いをしたという経緯もありますが、そのときにはコロナ禍で、なかなか出雲の大社での会議もないので、話ができないという話でございました。いま一度、この願開縁起をもって友好都市締結ができないかということ、出雲大社土佐分祠を通じるなり、直接出雲市をお願いするなりして検討できないかということ、具体的な計画についてお伺いいたします。いかがでしょうか。

○議長（岩本誠生君）町長、澤田和廣君。

○町長（澤田和廣君）ありがとうございます。

小学校が使っている副読本にも、これは非常に詳しく書かれておりまして、本山町の歴史としても非常に重要な史実でもあるし、関係でもございます。

これ、取っかかりという言葉はよくないですかね、つながりをつけて検討してまいります。

○議長（岩本誠生君）9番、吉川裕三君。

○9番（吉川裕三君）さらにもう一つ、澤田町長が以前5年間奉職した縁をもって、宮城県石巻市との友好交流都市締結の可能性についてお伺いいたします。

石巻市につきましては東日本大震災の被災地でもあり、来るべき南海トラフ地震に備えての防災・減災対策及び復旧という先進事例として、石巻市との友好都市締結は意義があると思いますが、その点いかがでしょうか。

○議長（岩本誠生君）町長、澤田和廣君。

○町長（澤田和廣君）お答えします。

石巻市は、私にとっては本当に大切なまちとなりました。ただ、友好交流の歴史とか物語的などころが必要で、そこまでには至っていないというふうには思いますけれども、友好都市にという提案をいただけることは、実は大変、私としてうれしく、ありがたく感じるところでございました。

この間、いつでしたか、一度石巻を事前連絡して尋ねますと、二十数名が集まってくれて、歓迎会をしてくれました。そのときに、本山で災害があったらいつでも応援に行くと、言うてよというふうに、その仲間たちが言ってくれました。それも非常にうれしかったことでございます。

まだ友好都市とか友好交流というところまでには、なかなか至らないだろうと思いますけれども、私個人としてもこの関係は一生大事にしたいというふうに思っておりますし、何らかの形でこちらと交流ができるときには、皆様にもご紹介もさせていただきたいというふうには思いますが、この友好交流都市とかいうことになると、少し違うのかなというところも正直でございます。

○議長（岩本誠生君）9番、吉川裕三君。

○9番（吉川裕三君）分かりました。友好都市締結、また友好交流ということにつきまし

では、本町にとっても相手先にとってもウィン・ウィンの関係を構築すべく、お願いしたいと思います。

次の質問に移りまして、小項目、嶺北高校魅力化事業の一環として、本町と土佐町で海外留学費用の一部を助成してございます。9月26日に開催されました嶺北高校魅力化の議員連盟の定期総会の中で、その際にお伺いしようとしたのですが、あいにく質問の機会が得られませんでしたのでお伺いいたします。

現在、イギリス留学を想定した場合、イギリスの物価上昇は年率10%を超えており、前回留学した2019年当時の為替相場も現在円安になってございます。今後、土佐町と協議を行い、留学を希望する生徒が留学できるようにと、行政としての支援をするべきだと考えますが、その点いかがでしょうか。

○議長（岩本誠生君）政策企画課長、中西一洋君。

○政策企画課長（中西一洋君）9番、吉川議員のご質問にお答えいたします。

まず、法人としての令和4年度の予算額の中に、みらい留学事業補助金というものがございます。1人当たり50万の7名分を計上しております、350万として計上しております。また、みらい留学事業補助金の中の項目の予算枠には、総額のその他事業費として650万計上しております。

先ほど議員が言われましたように、嶺北高校から、これまでコロナ禍の中で留学を控えている状況でありましたが、次年度以降に学生の中から留学希望されている方がおられると聞いております。

まず、法人としては、5年度予算としては令和4年度の同額、その他事業費として計上する予定ではありますが、その予算枠の中でしながら、先ほど言いましたように円安物価高への対応をした留学費用が捻出できるかと考えているところです。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（岩本誠生君）9番、吉川裕三君。

○9番（吉川裕三君）それでは、この円安物価高についても、法人の予算の中でクリアできるという認識でよろしいのでしょうか、再度お伺いします。

○議長（岩本誠生君）政策企画課長、中西一洋君。

○政策企画課長（中西一洋君）現状そのように考えておりますが、確かに、どこまで2023年度以降の世界情勢といたしますか、全くべないところもございます。

もしその予算枠を超えるようになりましたら、予算枠、予算の見直し等については、土佐町、本山町で協議の上、検討してまいります。

以上答弁とさせていただきます。

○議長（岩本誠生君）9番、吉川裕三君。

○9番（吉川裕三君）法人の予算で足りない場合は、土佐町と協議して、ちゅうちょすることなく議会に議案として提出していただきたいと思います。

では、次の質問に移ります。

平成8年に本山町史下巻が刊行され、既に四半世紀が過ぎました。この本山町史の中に出てくる人物につきましては、歴史の事象の中においての人物として出てきますが、その人物の一生、人生としての記述はされておられません。郷土の偉人の業績、その生き方にスポットを当てた人物像を、偉人伝的につくるべきではないかということについてお伺いいたします。

まず、崎山比佐衛氏の場合は、出身地の吉延に顕彰碑があり、帰全公園、兼山廟脇に、顕彰のレリーフもあります。しかしながら、例えば森下高茂氏につきましては、本山町の小学校の副読本にその記述がございます。しかしながら、森下高茂氏はその副読本の中で、約1ページを使いまして、自由民権運動の指導者と、それで自由党で、本山で自由党员として非常に頑張ったというふうに書いてございます。そして、その後、本山町の助役になり、さらには県議会議員になり、明治44年まで約20年間県政のために尽くしたと。人権問題についても深い愛情と関心を持って取り組みましたと。また、これは本山の方には知られてございませんが、高知新聞を仲間とともに作り、後に取締役となって経営に大きな働きをしました。板垣退助の政界引退や片岡健吉の病死などを理由に、中央政府、国会における土佐勢力は落ちた状況になりましたが、高茂は土佐勢力復活のために、濱口雄幸を中央政界に送り、ついに彼が属する憲政会内閣が成立に至ったと。その濱口内閣成立の祝賀会のときに倒れまして、その後、昭和10年1月26日に78歳で生涯が終わりましてというふうに、今、小学校の副読本には出てございます。

この濱口雄幸を応援して、濱口雄幸内閣の祝賀会で倒れた森下高茂、その濱口雄幸から柿本チュウタロウ本山町長へ送られた手紙が現在表装されまして、町長室に飾られております。そういうことも踏まえて、やはり本山町で、自由民権運動の偉人についての認識が非常にないというふうなことがありますので、それを何とかならないかと。

また、先日、隣町の議員と一緒になったときに、本山町における前田駒次の評価が低いんじゃないかという指摘を受けました。ここで、前田駒次の経歴についても触れさせていただきますが、安政5年1月14日に、土佐国長岡郡下関で生まれると。それで、前田駒次は旧姓志和といいます。それで、明治12年、前田家の婿養子になり、後に家督を相続して、自由民政運動に加わったと。東京からの退去を命ぜられて本山に帰ってきて、故郷本山の助役になり、その後キリスト教に入りまして、武市安哉の誘いで北海道浦臼に入植して、聖園農場ができると武市を補佐してその経営を助けたと。武市の死後は、北光社の要請で、現在の北海道北見の調査に立つ際、その後、北見の開拓で野付牛村の村長を兼任し、それで約7期、道議会議員を務め、副議長、議長を歴任して、北見開拓の父と呼ばれて、昭和20年2月20日に亡くなったというふうに書かれております。

北見市には、前田駒次の銅像が現在ありますけれども、ほとんど前田駒次については、本山町では知られていないと思いますが、こういうような本山町における偉人、先人についての、もっと人物にスポットを当てたようなことができないかについてお伺いいたしますが、いかがでしょうか。

○議長（岩本誠生君）教育長、大西千之君。

○教育長（大西千之君）郷土の偉人の顕彰、その業績を後世へ伝えるためについてにお答えします。

議員が述べられましたように、郷土の偉人の顕彰、紹介と、後世へ引き継ぐことは、どのような歴史を経て今日に至ったか、その時代などを後世に伝える非常に重要なものと考えております。歴史を知ること、ふるさとへの誇りと愛着も高まるものと考えますし、また、歴史を後世に伝えていくことは、私たちの責務とも考えております。

町史の中では、議員もおっしゃいましたように、郷土の先人につきましては、時代の動きの中での行動が記載されている、そういった内容となっております。教育委員会では、紹介もいただきましたが、本山町の人物として12名の方を紹介している本山町歴史文化資料集を作成しております。これは学校の学習の時間に副読本として活用させていただいております。

取組を進めていきたいと提案がありまして、すぐ考えておりますのは、例えば、もう既に個人の方でも、本山明治先人伝といった本、また郷土史家の方が書かれた先人の資料などもございますので、まず貴重な資料の収集と、その電子化による保存に努めていきたいというふうに考えております。また、郷土の先人の業績を紹介できる場面につきましては、郷土資料の展示と併せた紹介や、学びに結びつくような方法を考えていきたいというふうに思っています。

以前、広報紙では紹介もしておりましたが、近年ちょっと止まっておるといいますか、終了しておりましたので、また機会を見ながら、こういった歴史についての広報にも力を入れていきたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（岩本誠生君）9番、吉川裕三君。

○9番（吉川裕三君）よろしく申し上げます。

また、この浦臼へ入植した本山町民、崎山比佐衛さん、前田駒次さん、また高知市の北光社移民団で現在の北見に移民した。非常にこの浦臼のほうは早くから成功していると。それで、北見は当初、前田駒次が行くまで非常に人が定着せずに、移民が苦勞したというふうなことがございます。それを調べていると、恐らく浦臼では聖園農場、聖園教会ということで、非常に早くから教会ができていたと、そういうふうな、やっぱり宗教的な関わりが順調に移民の開拓を成功させたのではないかと思いますので、そのようにまた次、本山町史の新たなものをつくる場合には、やはりそういうふうな浦臼移民団についてとか、やはり移民とキリスト教との関わり、当時、明治における本山町におけるキリスト教等の、いろんな面で書くことができるんじゃないか。また、本山町からは非常に海外へも移民の方がたくさん行っております。そういうふうなことも踏まえまして、さらにやはり郷土の、本山町だけでなく本山町から世界に羽ばたいた方にも目を向けて、そういうふうな記述を載せていただければよろしいかと思いますが、その点いかがでしょうか。

○議長（岩本誠生君）教育長、大西千之君。

○教育長（大西千之君）お答えします。

町史の中にも、そういった活動と併せて、議員おっしゃられました教への、キリスト教の部分が記載もされております。歴史の中でどのように関わってきたのか、それにつきましては歴史があることですので、そういったことも記載をしていくべきではないかと、そういうふうに考えております。

○議長（岩本誠生君）9番、吉川裕三君。

○9番（吉川裕三君）ありがとうございます。

それでは、次の項目に移らせていただきます。

農業経営を持続可能なものにするための施策を問うということで、持続可能な農業経営についてお伺いいたします。

昨今、100年に一度の異常気象と言われるような大雨の被害、また日照、台風による被害が散見されております。

9月議会における一般質問の中では、執行部は、営農継続支援事業費補助金制度を新設し、農業用機械の修繕、農作業の省力化、堆肥の利用促進等、地域の担い手を応援する事業を展開していくと答弁しております。

農業を生業、なりわいとして営む方が災害等の被害により農業経営を断念せざるを得ない状況を防止するために、JA共済の収入保険の一部保険料を助成すべきではないかというのを提言させていただきます。

2020年の農業センサスによると、本町における青色申告決算あるいは農業法人として事業として農業を行っている件数は26件であるとしております。その26件のうち、現在収入保険に加入している農家は、2件しかないというのが現状でございます。

まず、このJA共済の収入保険について説明させていただきます。

対象となるものは、農業者の経営努力では避けられない収入減少を補償の対象としております。自然災害で減収、市場価格の下落、災害で作付不能、けがや病気で収穫不能、倉庫の浸水被害、取引先の倒産等が補償の対象になっております。補償の内容としましては、保険期間の収入が基準収入の9割を下回った場合に、下回った額の9割を上限に補填されるとされております。例えば、前年度収入が1,000万の場合は、900万円を下回った場合900万円の9割、810万円を上限に補填されるという仕組みでございます。掛金としましては、収入額の約1%とするものであるということでございます。

この収入保険の掛金を一部助成するという考えについて、そのことについてお伺いいたします。いかがでしょうか。

○議長（岩本誠生君）まちづくり推進課長、田岡明君。

○まちづくり推進課長（田岡明君）9番、吉川裕三議員のご質問に対しまして、答弁をいたします。

議員ご指摘のとおり、昨今の記録的な異常気象によりまして、米作や露地栽培を中心に、



自然災害による農産物への悪影響や、コロナ感染症等を要因とする市場価格の下落、為替変動等の影響など、農業者の経営努力ではどうにもならない収入減少のリスクが大きな問題となっております。

そのような状況下で、農家の予期せぬリスクから守っていくことを目的に、収入保険制度が制度化されまして、農林水産省のほうも加入を推奨しております。

本保険制度につきましては、県内ではNOSA I 高知のほうで取扱いがされておりました、議員の報告のとおり、本町では現在、二つの経営体のほうが加入済みであるというふうに伺っております。

本制度は青色申告をしております農業者、これは個人、団体を問いませんが、その方が加入できる制度となっておりますし、加入の保険の補填方式につきましても、標準の掛け捨てによる保険と、オプションの積立方式を組合せて加入する仕組みとなっております。

これについては、国のほうも先ほど言ったとおり、力を入れておるということで、既に50%、国の補助が負担金に入っておるということになっております。また、高知県内の市町村でも、八つの市町村が市町村の独自の補助をされておるといふふうにも聞いておりました、コロナ交付金等を活用して、これの負担の補助もされておるといふ状況であります。

本町におきましても、せんだって起きた台風災害等で、非常に影響を受けたという声も聞いておりますので、万が一のリスクに備える、農業経営をサポートするこの制度を普及に努めていきたいと思っております。

なお、保険料の助成につきましては、県の制度化等も含めて、今後条件が整いましたら、本町でも検討を進めていきたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（岩本誠生君） 9番、吉川裕三君。

○9番（吉川裕三君） 県の事業化ということがございましたが、まず、この事業規模について考えますと、掛け捨ての場合、26事業者で、まず保険料を10万円を上限として補助を行うというふうにすれば260万円で、この事業規模としては、本山町の一般財源から支出になります。

また、先ほども言われましたが、収入保険の保険料の補助を行っている県内の自治体は、高知市、香南市、香美市、南国市、仁淀川町、中土佐町、四万十町、黒潮町は現在、実施しております。

また、ちょうど昨日、県議会の一般質問におきまして、土佐・長岡郡選出の金岡佳時議員が、農業者の収入保険制度についてという内容で、同様の質問をしております。金岡議員の一般質問では、この県内自治体が行っている保険料補助金に、県の補助金が投入できないか、県費を投入できないかというものでございます。

また、何とか県にこの施策を迫るために、来年2月議会におきましては、一燈立志の会の大石宗県議会議員が同様の質問をしまして、収入保険の県の補助金の投入をする旨の一

般質問をする予定になっております。

また、高知県の対応としましては、農業振興部の環境農業推進課長と面談しましたところ、新型コロナウイルス対応地方創生臨時交付金で、収入保険の保険料の補助制度を創設しようとしたところ、予算が確保できなかったのもので、思わず断念したということでございます。

ただ、県議会議員の後押しがあれば予算化可能であるということで、今回、お二人の県議会議員の協力を得て、何とか令和5年度には県予算をつけようとしているところでございます。

まずは県のほうは令和6年度に、今のところなる予定でございます。何とか本山町におきましては令和5年度の町の一般財源から、この保険料の補助金制度の制度化ができないかについてお伺いいたします。

○議長（岩本誠生君）執行部、答弁をお願いします。

町長、いいですか。

町長、澤田和廣君。

○町長（澤田和廣君）お答えします。

県のほうは、令和6年度には制度化されるんじゃないかということでございます。

本山町では5年度から何とか、今、国の補正予算等のこともございまして、その財源の問題なんかもございますけれども、これは少し検討させていただきたいというふうに思っています。

私も直接、ある県議の方からもその話をお伺いしております。この保険と別に、ほかの農業関係の保険なんかもあるかと思っておりますので、そういったところとの整合性なんか、ちょっと考えておかなくちやならない点もあるんじゃないかなというふうには気になります。そういったものも全部、全体的に見まして、制度化について検討させていただきたいというふうに思っています。

○議長（岩本誠生君）9番、吉川裕三君。

○9番（吉川裕三君）農業をなりわいとする農業者の経営が持続可能なものにするために、ぜひともお願いしたいと思っております。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

学校における働き方改革実現に向けた本町の取組についてということでございます。

公立の義務教育諸学校等の教職員の給与等に関する特別措置法の仕組みにより、所定の勤務時間外に行われる超勤4項目以外の業務は、教師が自らの判断で自発的に勤務しているものと整理され、この時間については勤務時間管理の対象にならないという誤解が生じているのも事実でございます。

超勤4項目とは、実習、行事、教職員会議、非常事態の四つを指しております。また、勤務時間を管理するという意識が希薄化し、長時間勤務につながったり、適切な公務災害認定が妨げられている事態が生じたりしているとの指摘もございます。

しかしながら、超勤4項目以外であっても公務として行うものについては、超過勤務命令に基づくものでないものの、学校教育に必要な業務として勤務していることに変わりはないと考えております。

9月9日付の高知新聞紙上に、連合総合生活開発研究所、連合総研の公立小中高校等に勤める教員の労働時間に関するアンケート調査によりますと、残業は月平均123時間16分で、2015年の前回調査よりも6時間ほど減少しているが、厚生労働省が示す過労死ラインの80時間を大幅に超える状態が続いているということになってございます。

本町における小学校、中学校3校の教員の勤務実態について把握しているのか、また残業時間の実態についてお伺いいたします。

○議長（岩本誠生君）教育長、大西千之君。

○教育長（大西千之君）9番、吉川議員の質問に対し、答弁を申し上げます。

学校における働き方改革の取組についてでございますが、学校における働き方改革は、教職員が心身ともに健康を保つことができる環境を整え、授業改善や、子どもと向き合う時間を確保し、限られた時間の中で最大の教育効果を発揮できるようにしていくことを目的としております。

推進としまして、学校組織マネジメント力の向上と教職員の意識改革、業務の効率化・削減、専門スタッフ・外部人材の活用などに取り組むこととしております。

質問のありました小中学校の教職員の勤務状況の実態についてでございますが、小中学校に校務支援システムが入っており、時間外勤務の状況を学校長と教育長が把握できるようになっております。毎月、校長が確認し、正規の勤務時間外の在校時間が45時間を超える教職員には、業務改善についての助言や声かけをするようにしております。

時間外勤務の状況でございますが、令和4年度、4月から11月末までの8か月間の実績でございますが、小学校では月平均26時間から27時間の時間外勤務となっております。教職員数23名で、月平均45時間を超える職員は2人となっております。新しく転入された職員であったり、現在県の事業も取り組んでおりますが、そういった発表の調整等によるものでございます。

中学校では、月平均28時間の時間外勤務状況となっております。教職員数17名で、月平均45時間を超える職員は1名となっておりますが、どうしても部活動の顧問をしますと休日の業務があり、大会がある日は午前7時前に集合するといった日もございまして、そのため平日の時間管理だけでは45時間を超えるということで、例えば大会の引率を副顧問、交代制で行うなどの工夫を今後検討していくといったような内容で、検討をいただいております。

小学校、中学校ともに80時間を超える教職員はおりません。しかし、中学校の部活の顧問では、年に1か月程度、80時間を超過しそうなときもございまして、話をしながら調整をして、80時間を超えるといった実績にはなってございません。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（岩本誠生君） 9 番、吉川裕三君。

○9 番（吉川裕三君）ありがとうございます。

在校と、時間の上限が月 4 5 時間、年 3 6 0 時間を遵守するというので、現在、小学校では 2 名の方、中学校で 1 名の方がいわゆる長時間労働をしているということですので、了解いたしました。

教員の長時間労働の是正と子どもの学びの質を確保することは両立できると考えますが、その点についてどのようにお考えか、お伺いいたします。

○議長（岩本誠生君）教育長、大西千之君。

○教育長（大西千之君）長時間労働の是正と学びの質の確保についてでございますが、学びの質を高めるためには、学習指導要領において示された資質、能力の育成を着実に進めることが重要である。学校における働き方改革は、これは勤務時間の管理だけではなく、授業改善等によりまして教育効果を発揮できるようにすることも目的にしております。

主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を図ることにより、学校での学びの質を高め、子どもたちはこれからの時代に求められる資質、能力を身につけ、生涯にわたってアクティブに学び続けることができるようになると考えておりますので、働き方改革を進める中で長時間労働の是正、そしてその取組の中で学びの質を確保していくというのは、こういった方向については、両立に向けて進めていけるのではないかとこのように理解をしているところでございます。

先ほども言いましたが、三つの推進、マネジメント力の向上、意識改革、あるいは外部人材の活用、業務の効率化・削減を進めながら、そういった環境整備を進めていく必要があるというふうに考えております。

○議長（岩本誠生君） 9 番、吉川裕三君。

○9 番（吉川裕三君）教育長のおっしゃったように、やはり部活動を学校から地域へ移行するとか、いろんな方法があると思います。

教職員定数の拡充とか教員養成システムの改善と指導体制の強化を通じての教育の質の向上を図る、また部活動の学校から地域への移行、教科担任とか学級担任外教員、教員業務支援等については外部人材の活用も含めて拡充を図ることが必要だということになってございますが、先日、12 日月曜日に、高知市議会の一般質問におきまして、自由民主党中道クラブの清水おさむ議員の質問に対して松下教育長は、小学校への教科担任制の導入による教員の負担減を示唆されておりました。

高知市のように、1 学年に複数のクラスがある中核市では、教科担任制の導入ということも考えられますが、本町のように 1 学年 1 クラスもしくは複式学級の場合には、教科担任制が導入できない現状でございます。

一番大切なことは、やる気のある教職員のモチベーションを下げることなく働き方改革を進めていくことが大切だと考えますが、学校現場と意見交換を密に行い、働き方改革を進めていく場だと思います。その点いかがでしょうか。

○議長（岩本誠生君）教育長、大西千之君。

○教育長（大西千之君）議員、質問あるいは提案もいただきましたように、この働き方改革あるいは学校づくりに向けて外部人材の活用、こちらは非常に重要だというふうに考えております。

既に学校現場には、学校業務支援や学力向上を目指し、学習支援員、校務支援員、ICT支援員等の配置をしているところでございます。そして、部活動の地域移行につきましても、現状把握と地域移行に係る意見交換を、学校と実施もしてきているところでございます。

様々な意見、あるいはクリアをしなければならない課題等もございますが、可能な限り、外部人材が導入できるのであれば、学校とも協議をしながら進めていきたいというふうに考えているところでございます。

教科担任制につきまして話をいただきましたが、議員おっしゃられましたように、本町のように小規模校ではなかなか難しいというのが実感でございます。本山町の小学校で、専科を持つ先生がちょうど異動で来られておまして、小学校の高学年でございますが、その科目をそれぞれの高学年の先生が持っておりますので、その教科のときに、例えば社会なら社会の先生が6年と5年を持つとか、そういった代わって担当する方法で実施もしております。これにつきましては、得意分野ということもございまして、先生の負担にはなっていないということで本年度、実証といいますか実践をしていただいているところでございます。

また、一番大切なことはやる気のある教職員、モチベーションを下げることなく、働き方改革を進めていくというふうに質問いただきましたが、おっしゃるとおりだというふうに考えております。学校では、校長など管理職による業務改善など、働き方改革の取組の推進、改革について、職員に意識の共有、声かけなんかをしていただいております。教職員のやる気、モチベーションを下げることなく、学校づくりに取り組んでいるというふうに考えておりますし、今後もそういった方向に向けて、校長会等でまた確認もしていきたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（岩本誠生君）9番、吉川裕三君。

○9番（吉川裕三君）あと、通告はしていないんですが、教育委員会部局の一般職員の働き方改革についてお伺いします。

所定時間内で勤務ができていないのか、それと残業の実態についてお伺いいたします。

○議長（岩本誠生君）教育長、大西千之君。

○教育長（大西千之君）教育委員会の一般職員の業務についてでございますが、時間外勤務につきましては、業務計画あるいは事業の進捗状況によりまして、必要に応じて時間外勤務の命令により行っているところでございます。

教育委員会の業務には、土日の業務が多くございまして、その場合、原則代休の取得と

いった対応をしているところでございます。

時間外勤務の状況につきましては、令和3年度、職員1人当たり、これは総務課のほうでまとめていただいて、庁議等のときに定期的に配付をいただいておりますが、令和3年度の実績では、1人当たり20時間になっております。現在、令和4年度に入りまして、10月末の実績でございますが、1人当たりが平均で24時間となっております。やはりこれは、コロナ禍の令和4年度、運動会であったり産業文化祭であったり、少しずつ事業も再開をされておりました、プラチナセンターでの主催事業なんかもございまして、そういった関係で、会議も行いながら開催もしておりますので、少し増加をしている状況でございます。

行事を主管する社会教育担当課では、職場会を実施をしまして、行事の役割分担あるいは必要最小限の人員で対応するなど、工夫して業務の改善をしていただいております。さらにそういったことは、こちらも指導をしていきたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（岩本誠生君）9番、吉川裕三君。

○9番（吉川裕三君）ありがとうございます。

今後とも学校現場との連携を取り、学校における働き方改革の実現に向けた積極的な取組をお願いしたいと思います。

以上で私が予定しておりました通告が終了しましたので、一般質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（岩本誠生君）これをもって、9番、吉川裕三君の一般質問を終わります。

議長交代のため、暫時休憩します。

休憩 14：16

再開 14：18

○副議長（澤田康雄君）休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

○副議長（澤田康雄君）10番、岩本誠生君の一般質問を許します。

10番、岩本誠生君。

○10番（岩本誠生君）議長のお許しをいただきましたので、10番、岩本誠生、一般質問をさせていただきます。

ちょうど私が最終でございます。皆さんにはお疲れでございましょうけれども、いましばらくお付き合いをいただきたいと思います。

今回は4問、一応通告をいたしております。そんな中で、9月議会での延長という部分もありまして、1問目に、町長の政治的な課題である行政課題についてということで、質問をさせていただきたいと思います。

まず、町長が就任されてから1年を迎えました。その間、いろいろなご苦勞があったことと思いますし、特に前町長から引継ぎにあった引継ぎ事項というのが、やっぱり様々な問題を引き起しているということは、もう今までの議会においても、再三取り上げられてきたところであります。

特に、町長の政治姿勢については、前から私が申し上げておりますように、事務の経験も非常に豊富でありますし、非常に手堅い堅実な行政を行っているということについては高く評価いたしたいということを、何度かコメントをしてきたところであります。しかし、もう1年たった今日においては、もう事務的な堅実さということだけでは、やっぱりなかなか今後難しいことではないかと。やはり町長はもう政治家ということで、政治的なセンスでもって、物事の処理を図っていただかなければならないというふうにも思うところであります。

町長とは国のほうへも、それから県のほうへも、何度かいろんな形で要望、陳情に行っただけかもしれませんが、だんだんとその政治的な方向での方向づけというのはできているというふうには思うんですが、まだまだ十分ではないというふうに思うところです。これから質問する中には、幾つかそういう政治的なことを求める部分がございますので、そういう意味も含めてご答弁をいただきたいと思います。

まず初めに、3名の同僚議員からありました更新住宅の問題であります。

特に、本年3月において更新住宅の建設費の減額補正をした際のいきさつ、それが最終の建設計画の50戸を40戸にすることを承認したものではないということを前提に、その減額の議決が行われたというふうに私は理解をしておいたわけでありまして、また、今もしておるわけでありまして、すると、18戸残っていたわけでありまして、残りの10戸をどうするのかという問題があるわけです。

町長は今回の議会で、何かこう、建設の事業はもう終わったんだというようなニュアンスを与えるような答弁をされております。これはちょっと町長の、私は考え違いじゃないかなというふうに思うところであります。

まず、町長がしきりに50戸、40戸の答弁の中で述べております住み替えということですね、このことをまず、私ちょっと確認をしておきたいなというふうに思っております。

まず、平成27年6月27日でありましたが、地区の委員会に町の執行部が来られて、この更新住宅の建設計画の話が始まったわけでありまして、当時の町長が住民と協議をして策定した基本計画というものの中には、改良住宅からの住み替え戸数をベースに建設コストを設定すると。これは住み替えということ。だから町長が言われておるその住み替えということは、これは決して間違っているわけではないんです。当然、当初の建設計画は、住み替えをベースにして始まったということでありまして、これはもう地区の委員会の皆さ

んも、それから執行部も確認済みで進んできたことであります。

しかしながら、現澤田町長が総務課長時代に認識しておった、その住み替えということを含めて、当時の改良住宅数は124戸だったと思うんですが、124戸あったものが、実際改良住宅から更新住宅へ居住を希望する者が58世帯、58人としておきましょうか、58人。それから、隣にありました公営住宅が3戸ありました、3戸、だから3世帯。58足す3で61、当初の計画概要は61戸ということでスタートをしておった。これは住み替えということを前提ですよ、当然そういうことです。それで進んでおった。

その後、公営住宅の入居者は該当しないと、制度的に該当しないんだということが判明をして、3戸を除きまして58戸、それからさらにいろいろ地区の皆さんとの協議を重ねながら最終調整をして、住み替え即対応可能な世帯46という設定ができたんです、46。そしてあと4世帯、4戸は、まだ住み替えがはっきり決まらないということが4戸ありました。そこで、町のほうはこの数を合算して、50戸で何とか実施計画を策定し、建設に進みたいと、こういう申出が地区の委員会にあったということでもあります。

地区委員会では、地区委員会というのは地区総会で委任を受けて設立をされました更新住宅建設委員会という組織であります。この委員会は、50戸建設に合意をするとともに、建設実施計画が数年度にわたるということが当初から予定されておりましたものですから、入所者がもし亡くなったりした場合にどうするかということ、論議をしてきたわけがあります。その場合は一般住宅として公募するからという回答があって、このことを含めて地区委員会は了承し、50戸建設に着手したと、こういうことでもあります。これが50戸建設ということが実施計画として決まった経過であります。

だから、町長の言う住み替えということを前提に当初から来ておったことは、当然事実ですよ。しかし、建設年度のこともあって、もしこうなったらどうするよというところを念を押したら、いや、その場合はもう50戸全部建てる。そして、あとは一般住宅として開放するというので、公募するというので建築が始まったわけでもあります。

さらに、この46の入居箇所について、調停はなかなかその調整が難しい。だから委員会に付託をするので円満に決めてほしいという申出を地区の建設委員会が受けて、入所希望者全員に集まっていたいて、その割り振りを無事に完了して、ずっと今日まで、昨年まで至ってきたわけですね。

これらの一連の過程を考えた場合に、更新住宅建設委員会と本山町との、これ組織としての協議なんです、組織。だから、そこにはやはり行政とその組織との信義則に基づくものがなけりやいかん。信義則というのは信頼関係ですよ、なけりやいかん。しかし、その信頼関係に基づいて行われてきたことが、ご案内のとおり議会にも諮らず、何の理由もなく、約束をほごにして現在に至り、現町長に引き継がれて、現在の状況であると、こういう過程です。

この過程を考えた場合に、町長が総務課長の当時に、住み替えということを認識しておったということを繰り返し答弁で言っている。しかし、それはみんな分かっている。しか

し、そういうことも含めて想定をした結果、これでどうだろうかというて出して、それで決まったものが、いや住み替えだけしかないですよということは、これは約束のほごであり、信頼関係を大きく損ねることであるというふうに私は思うんです。

そこらあたり、町長、今の一連のお話を聞いて、どのような見解をお持ちか、まず答弁を求めたいと思います。

○副議長（澤田康雄君）執行部の答弁を求めます。

町長、澤田和廣君。

○町長（澤田和廣君）10番、岩本議員の一般質問にお答えをいたします。

まず最初に、前議員にもお断わりをしたところですが、昨日の答弁での更新住宅事業に完了したのかとの質問を、答弁の言葉が足らずに、改良住宅への住み替えの方の住み替えに必要な住宅40戸については充足しているという趣旨で発言をしたものでございます。その点についてはよろしくお願いたします。

本年3月議会定例会前に、令和3年度の一般会計予算を確認すると、更新住宅の建設費用が計上されておりました。昨年度の早い段階で計画が変更されているのであれば、そうであればその時点で予算も整合性を取り、議会にきちっと説明をして減額補正をするべきであったというのは私の、もうこれは揺るぎない考え方でございます。

議員のほうから話がありましたとおり、10年近く前ですが、私が総務課長のときに、この基本計画に着手した覚えが、覚えております。その際に、議員からも紹介していただきましたけれども、老朽化した改良住宅にお住まいされている方の住み替えということで、建て替えであるという認識を持っておりましたし、地区のほうにもそういう説明を、私もさせていただいたことを記憶しております。その後、私も本山町役場を離れておりますけれども、今議員から説明がありました経過を聞いて、それから引継ぎでは40戸、この計画にはもう変更はないという引継ぎと、それから今議員から説明を受けたこれまでの経過ですね、お聞きして、これはもう本当に苦慮しております。

ただ、今そうしたら、どう言ったらいいんでしょう、それについて私のところで今、最初に政治としての判断というようなことも必要じゃないかというふうなご意見いただきましたけれども、今なかなか判断にまでに至っていないというのが現在でございます。

○副議長（澤田康雄君）10番、岩本誠生君。

○10番（岩本誠生君）同じ答弁の繰り返しでありますけれども、これはさっき話したように、町長の認識が前の町長と同じような認識だったから、私、読み上げたんですよ、そうじゃないでしょうと。住み替えプラス何らかがあったということの事実が分かっていたから、住み替えだけだと思っていたから、前の町長がしたことは間違いないから、それを引き継いでいこうということをやっているような雰囲気を、今までずっと感じていましたんで、そうじゃないよと。

地区委員会にかちっと出したことは、こういうことで出しているから、それじゃ、前の町長が、住み替えだから、もう済んでいるからとやったことが間違いじゃないかと、私は

それを指摘したいわけですよ。間違っただけを言って決裁をして、国へ出して、予算まで減額をしてというところになってくると、これはもう行政不信の何物でもないということなんです。一体どうなっているか、議会も知らない。こういうことがまかり通るようだったら、これから先、一体どうすりゃいいんだということにもなってしまうからなんですよね。

それともう一つ、本当最近のことをお話ししてあげようか。本当にもう、これから話すことですが、今度、補正予算に取壊しの予算を減額していますよね。これは5,760万ぐらいの金額でありました、ちょっと見てみると、これを減額しています。これも建設計画と同じく社会資本の交付金、それから起債、一般財源、それを原資にしているものです。この前の建設もそうです。これも同じ財源なんです。これ、またこれ取消し、減額補正ですよ。できんからということですよ。できんからやるんだと。これ復活できるんですか、今度、それで。これ、壊すことをやめてもうた。復活できますか、これ。

まず、ちょっとそれ答えてください。復活できるかどうか。

○副議長（澤田康雄君）執行部、答弁を求めます。

総務課長、田岡学君。

○総務課長（田岡学君）岩本議員にお答えします。

提案しております内容は、ご説明のあったとおりであります。本年度、取壊しの予算を減額して、来年度改めて予算の確保に向けての申請をする予定であります。

○副議長（澤田康雄君）10番、岩本誠生君。

○10番（岩本誠生君）だったら、建設のほうの予算も減額して、どうして令和4年に、もう一度その件について、50戸を40戸にしたんじゃないかと思ったら、あとの10戸分も申請しなかったんですか。できるとすればですよ。

それをこういう問題が起こったから、県のほうへ向いて確認をしてほしい、国へも対応してほしい。様々なことを要求しているにもかかわらず、その行動を全く起こしていないということは、まるっきりやる気がないと、こういうことになってくるんじゃないかと。やる気がないとすることは、さっき言うたように、もう住み替えだから片づいているという認識が、心の奥にあるからじゃないですか。おかしいでしょう、それ。取壊しの分は減額しておいて、来年またほかにできる。建設のほうはもう復活ないよと。それは申請をする気がないからですよ。だから、あと10戸分をやる気がないと、こういうふうにやっぱり判断せざるを得ないことになります。

そうなってくると、議会に対して、予算を減額するときに、50戸を40戸にするものではないと言ったことは、これはいったい何ですか、あれは、あの話は。当時の議員は、全部そう思っていますよ。話し合っただけで、何らかの形で、これはもう一遍申請をしていただけものだ。国が申請していかなというんだったら、またそれは話は別ですけどもね。申請もせずにして、ほったらかしにするということで、同じことになってしまいます。これ、取壊しがやれるんだったら、建設もまた交付申請はできるんじゃないかと思いますが、

これはできないというんだったら、できない理由を説明してください。

○副議長（澤田康雄君）執行部答弁。

町長、澤田和廣君。

○町長（澤田和廣君）まず、3月議会での減額補正につきましては、これはもう3月時点で、財源の裏づけもないと、繰り越すことも当然できませんし、そのままにしておく大きな不用額になるということで、減額補正を提案をせざるを得なかったということがございます。それにつきましては、やはりその計画を変更しているのであれば、予算の整合性を取られていなかったというところに、僕は大きな問題があるということ、私はそういうふうを考えます。

40戸に変更したと、計画も変更しているということでございますので、それについて改めて予算計上することについては、現実はなかなか厳しいものがあるというところは正直でございます。

○副議長（澤田康雄君）10番、岩本誠生君。

○10番（岩本誠生君）おかしいですね、やっぱり。どこかおかしいですよ、それ。そういう答弁はおかしいですよこれ、町長。

じゃ、前の町長がした、40戸にしたということをもう現町長は認めて、それを容認して、予算の減額を議会に諮ったということですか。そうなってしまいますよ。

あのときは、どうしようもない、このまま置いたら会計をどうしようもないから、50戸を40戸にするんじゃない、取りあえず会計上の都合でやらせてもらいたいと、こういうことで、あとは議会と地元とそれぞれと協議をし、もっと対応しましょうということだったんだ。それが今聞くと、当時もう計画を変更されて、そうなっているんだから減額も仕方ないじゃないかという、開き直ったような答弁している。これは議会に対する冒瀆ですよ、これは。町長、もう一度答弁し直してください。

○副議長（澤田康雄君）執行部答弁。

町長、澤田和廣君。

○町長（澤田和廣君）もう3月補正予算を出したのが、戸数を減数するというを議会に求めたものではないことは、もう明らかでございます。

○副議長（澤田康雄君）10番、岩本誠生君。

○10番（岩本誠生君）だから、求めたものではないけれども、そうせざるを得んからしてくださいということでした。だから、後どうしますかということは何とも、その後ないじゃないですか。後こうしたらどうですかと議会は、もう一度議会と地元と話し合っ、県へも話をしたりして対応してくださいということでの前提だったんですよ。それが全く今日までできていないじゃないですか。ということは、全くやる気がないというふうに判断せざるを得ないということを言っているわけです、私は。

これ、今度また19日に、地元の方を含め議会と協議をするようになっていきますけれども、今の同じ町長の考え方だと、これは先へ進みませんよ、話が。町長が努力をして、あ

ちこち行って努力して、汗かいてやったけれどもこうだったというものが全くないじゃないですか。そうでしょう、ないんですよ。伝わってこないんですよ。

私も町長のことはよく理解できていると思うんです。しかし、この件に関してはどうも動いていない、そういうふうに感じざるを得ない。ほかの方で、担当者の課長の誰かが、いや、その件については私が行ってちゃんと話をしましたよという方がおれば、答弁していただいたらいいと思うんですけれども。町長、この件について、そういうふうにしなさいということを部下に指示したこともないんでしょう。どうですか、答弁してください。

○副議長（澤田康雄君）執行部答弁を求めます。

町長、澤田和廣君。

○町長（澤田和廣君）これまでの経過などについては担当課に資料を求め、今までの論議の経過などについて確認をしたことはございます。ただ、県へ行って、国へ行って、計画変更をするようにという指示はしておりません。

○副議長（澤田康雄君）10番、岩本誠生君。

○10番（岩本誠生君）計画変更するように指示をするとかせんとかいう問題じゃなくて、もう既に四国の整備局に対しては計画の変更が出ているわけですから。ところが、議会との関係、地元との関係でこういうことになっていきますと、これでは何としても私の顔は立ちませんと、県としても何とかいい方法はないですかというような形でアドバイスもいただいたり、また国へも泣きついたりしながら、この局面を打開しようとする努力をやっぱりすべきじゃないかと。まだしていないというんじや、話にならんでしょう。（発言する声あり）いや質問中や、質問中。それはちょっと失礼ですよ。質問しよるのに、そこでだら言われると困る。おかしいでしょう、これはね。

いや、今言うたこと、どうですか、今までほたらかしになっとなんではないですか。いや、それはしんどい思いをしゆう、いろいろ考えていますと言うかもしれない。しかし、実際こうしました、ああしましたということが全く見えていないから、議会に対しても、地元に対しても見えていないから、こういうことを言わなけりやいかん。

私、いろいろここに事実関係の書類を持ってきている。町長の根底にある考え方がこうだというのは、地元に対しての回答書なんかにも出ている。というのは、いい方向での話は全くしていないんですよ。あくまでも住み替えであったとか、一般質問に対してこう答弁をしておりましたとかというようなことで、努力をしてこうしてみますというようなことは一切書かれていない。ということは、全くやる気はないのかなというふうに疑わざるを得ないということなんです。

町長、もう一回ここにいます。この件について、もう計画を見直す、すなわち、あとの10戸を県、国に対して再度要望してみる、そういう気持ちは全くないんですか。そうでなかったら、この解体の減額も納得いかないんですよ、そうなってくると。いつまでもあれを、また残しておかないかんということになる。努力をしてみますということは、やっぱり言うべきじゃないですか、長として。これまで議会に対して、もういろいろ、状況か

もしれん。もう3人の議員が今日、私を含めて4人目ですよ、昨日から。ずっとこの更新住宅の件について質問しているんです。これ心配しているんですよ。何とかならんかなということとともに心配をして一般質問しているわけですから、町長はそれに対して全然前向きな答弁をしていない、今まで、聞いていると。こうしようというところが伝わってこない。再度伺います。

○副議長（澤田康雄君）執行部、答弁を求めます。

町長、澤田和廣君。

○町長（澤田和廣君）町長に就任して1年になりますが、この件について、私はいろいろと考えてまいりました。引き継いだこと、地元の皆様の話を聞いたこと、私が担当であった頃のこと等いろいろと考えて、これはどういうふうに最終的に判断したらいいのかというのには本当に苦慮をしております。

ただ、まだその回答を自分の中で、見いだせていないというところが、これはもう本音でございます。

○副議長（澤田康雄君）10番、岩本誠生君。

○10番（岩本誠生君）何度も言いますが、町長、ここで10戸建てるということを答弁せいと私は言っていないですよ。このことについては前向きに、議会も一緒になって、県に働きかけたりいろいろして、また地元とも話し合っただけでやっていくんだというスタンスを持っていないかと、こういうことを言っているわけですよ。そういうこともないということですか、それ。

○副議長（澤田康雄君）執行部答弁。

町長、澤田和廣君。

○町長（澤田和廣君）いや、それはもう全然違いまして、町長に就任してから以来、この件は定例会ごとにご質問をいただいておりますし、これは議会のほうとも協議をして検討していく、していかなくちやならないと、落としどころを考えなくちやならないと。

落としどころという表現が正しいかどうか分からないんですけども、どういう解決に持っていくのかということについては、地区の皆様や議会の皆さんとも協議しながら、解決の方法を探らなくてはならないということは、これは私、この1年、ずっとそういうふうに考えてきております。

○副議長（澤田康雄君）10番、岩本誠生君。

○10番（岩本誠生君）いや、だから考えていることを実行に移すのではありませんか。1年考えた、その考えていることというのは、意外と離れていると伝わってこない。僕はこうしていました、ああしていましたと言っても、伝わってこないんです。やはり行動なんですよ、行動。これをしなきゃいかん。

また19日に、議会を含めて話し合いをするということになっていきますので、この件については次へ進みたいと思うんですが、町長、本当に残念なんです、私は。町長が住み替えという言葉がずっと一つのキーワードにして言い続けているけれども、その住み替えの

裏にはこういうことがありましたことを私、今言ったとおりなんです。これでいいのですかと念を押してまで町に話をし、いやもうこれで、50戸でやらせてくださいという町からの提案でもって、この建設計画は出来上がっておったと、こういうことなんです。

こういういきさつをまず知って、そして今まで引き継いできたことに対応することができなかったということ。このこと含めて反省をして、今度、会議のときには、もう少し前向きの町長の姿勢を見せないと、これどうしても、町長がやらなかったら、方法をまた考えないかんです。議会としても、やはり責任がありますからね。あのときに町長がそういうことを言うた、これはこうですよと言うたのを、そうじゃいかんと言うてやり切ったとしたら、町長も確かに困っただろうと思う。だから、お互いそこらあたりは政治的な判断をしながら、今日まで進んできたということですよ、町長。

だから、町長もそこらあたりを私は、政治家になるべきだと言っているのはそこですよ。事務屋さんだったらなかなかそうは言わんのですよね。政治家として当然、国、県に働きかけていく。議会とともに一緒に汗をかいていく。こういうやっぱりスタンスを示すべきだと私は思います。

どうしても言えないというのは何でかというのは、また私は疑問なんです。住民のためになることです。町のためになることなんです。そのための話をずっとしてきたと思うんですけども、もうこれは何ぼやっても同じことで、町長はもう先へ進みませんのでね。答弁しますか、じゃ。

○副議長（澤田康雄君）執行部答弁。

町長、澤田和廣君。

○町長（澤田和廣君）今のご指摘を重く受け止めたいと思います。

それと、僕はこの件をずっと考えていて思ったのは、その重要な判断をするタイミングがあったんじゃないかと。それは、私はこの1年じゃないんじゃないかと。この1年じゃないときに、非常に大事なタイミングがあったんじゃないかというふうに感じられてなりません。それは非常に残念です。

そういう意味で、これはもう本音で話しておりますけれども、そこできちっと皆さんに納得いく解決策を取れるタイミングがあったんじゃないかということは、私個人、感じられます。この件については今、この1年ずっと考えてきた中で、本当に私の本音として、そういう気持ちがございます。

○副議長（澤田康雄君）10番、岩本誠生君。

○10番（岩本誠生君）いや、町長それは、非常にしんどい思いしているということよく分かるんです。それは前の町長も、もっとはっきりとすべきだったということを、本当は言いたいんでしょうけれどもね。前の町長も、さっき言ったように、こうしますと言うて、言っておいて、それができなかったということなんです。約束が守れていなかったと、こういうことです。

これは、いない人の話を今してもいけませんので、取りあえずこの件については、また

今度の会議のときにやりますが、町長は、しかし、自分のことと思って今度に対応しなきゃいかんですよ。もう引継ぎ事項だ、申し送りだというふうなことだけではなくても、本山町の問題、町政の大きな課題だということを念頭に組み組んでいただかないかん。前の人がどうの、申し送りがどうのと思うことは、もう1年前のことですから、済んでおる。これからは新しい考え方で、このことを判断をする。判断するための材料は何ぼでもありますから、それは地元との約束事項を守ると、こういうことだと私は思います。

次へ進みます。それと、約束事項といえば、もう一つ約束事項が守れていないんです、実は。土佐町との約束事項、これは町と町との約束事項なんですけれども。

ご案内の四区にある高校の寮、寮の裏の山、あれは町と町との約束なんですね。場所をあそこに決定するとき、土佐町は反対だったんだ、反対。日陰だから環境的によくない、別へしてくれと。そうしたら、当時の町長の話もあって、この裏の山は一応伐採をしましょうと、そして日当たりをよくしますから、ここで何とかということを含めてあそこが建った。ところが、もう2年、3年になっても、まだあれが切られていない。これも約束事項で、まだそのままになっている。これ町長、もうぼつぼつせないかんですが、やれませんか。また、いつやりますか。はっきりしてください。

○副議長（澤田康雄君）執行部の答弁を求めます。

副町長、高橋清人君。

○副町長（高橋清人君）お答えをいたします。

高校の寮の南側の山につきましては、私も12月の補正にできれば計上したいということで、何回か地権者の方と協議をしておりますけれども、まだ協議が双方の合意に至っておりませんので、今回はまだ予算計上にまで至っておりませんが、粘り強く対応していきたいと考えております。

今後、やっぱり切れる方向でしていくように、粘り強く協議をしていきたいと思っております。

○副議長（澤田康雄君）10番、岩本誠生君。

○10番（岩本誠生君）いや、その言葉も何回も聞いたんですよ、実は。何がネックなんですか。切らしてやらんと言うのか、それとも金銭的に折り合いがつかんのか。

金銭的に折り合いがつかんだったら、金を出したら済むことだったら、金を出してでも早うせにやよね。土佐町の議会では、本議会で何回も出ているんですよ、あの話が。そんな話が伝わってくる。やっぱり町と町との信頼関係も、住民と町の信頼性も非常に重要です。町と町との信頼関係も大事です。これ、そのうちにそのうちにとやっているのがいかんですよ、副町長が交渉しているんだしたら、いつ頃をめどにやるんですか。

○副議長（澤田康雄君）執行部答弁。

○副町長（高橋清人君）現在の交渉内容は、相手方がおることですので詳しくは言えませんが、金額面になっております。

私は当初、森林組合のほうに毎木調査をしていただいて、ああいう場所であれば伐採をして、その木々を市場へ出せば黒字になるというような判断もしておりましたが、

実際はもう大きな赤字になります。その関係もあって、今現在、私は地権者と協議をしているということでもあります。

切って出して黒字になるんではすごいいいんですけども、黒字にならないと。というのは、やはり今現在、木材の価格も上がってきておりますけれども、森林組合等が言うには、やはり大きな機械が入って行って、その山に道をつけて、そういうような出し方をしないと、なかなか今の現状では黒字にならないということで、大きな赤字になっておりますので、その赤字を埋めるべく、町としてどれぐらいの金額が出せるかというようなことで、今現在協議をしているところであります。

○副議長（澤田康雄君） 10番、岩本誠生君。

○10番（岩本誠生君）ちょっとのみ込めませんが。というのは、赤字じゃ黒字じゃというのは、それは誰の立場で赤字か黒字と言っているんですか、赤字、黒字というのは。

○副議長（澤田康雄君）執行部答弁。

副町長、高橋清人君。

○副町長（高橋清人君）申し訳ないです、その地権者に対してです。地権者の方が山を、もし森林組合がどこかに頼んで切って出したときに、やはり赤字になるという、今現在の状況になっております。

○副議長（澤田康雄君） 10番、岩本誠生君。

○10番（岩本誠生君）どんな交渉しているんですか、それ。当然のことじゃないですか、それ。こちらの都合で切ってくれと言っているのに、地権者が、赤字になってもうちがやりますと言うことは、まずないですよ。赤字補填を逆にしてもやってもらわんとはいけませんよ。そう頼まないかんのじゃないですか。そんな交渉しよって、いつまでたっても話がつくわけじゃないじゃないですか、それ。誰が考えてもおかしい。

○副議長（澤田康雄君）執行部答弁。

副町長、高橋清人君。

○副町長（高橋清人君）十分な説明ができませんで、すみませんでした。

その赤字の補填について額の協議をしているところであります。それと、木の切り方についても協議をしておるところです。

○副議長（澤田康雄君）副町長、指名してからお願いします。

○副町長（高橋清人君）すみません。

○副議長（澤田康雄君） 10番、岩本誠生君。

○10番（岩本誠生君）だからそういうところをはっきりして、もう、それほど開きがあるの。それを町が負担ができんほど大きいわけ。よう分からんけれども、それは細かいことは交渉事だから言わなくてもええけれども、そういうことをどうやってクリアしていくかというのが、これがやはり交渉なんですよ。それができないからって延び延び、今日までほったらかしにして置いておくこと自体が問題。

町が負担をするのは当然出てくると私は思いますよ、頼んだんだから。やっぱりそのた

めに両町との約束事が果たせるんだったら、早うに果たしたほうが、むしろお金よりもそちらの信用のほうが私は大事やと思いますので、ぜひしておいてください。

次、進みます。次、質疑事項の中でいろいろ確認をしたいこともありますけれども、同僚議員が幾つか出して話もしておりましたので、次へ進みますが、国土強靱化として土砂災害防止等で国の直轄、国の直轄ということをよく言われます。これ、町長と国へ行ったりいろいろして、もう町長もしきりに直轄、直轄をと、国のほうの直轄となれば、予算もたくさんついて工事もできる。それから、土砂災害の危険地域も短期間で強靱化してくると、こういうことですが、今、汗見川で直轄でやっています。それから、緊急的な直轄としては行川とか、それから北山の東とかというところでやっていますけれども、本山町は非常に直轄という地域が少ないということで、この間、町長も砂防会館でその話をしましたし、私も中谷先生や高野先生にも、本山町の直轄とかをどうしても拡大してもらいたいと、こういう要望をしましたがけれども、実はこれでは拡大がならないということが私、実は分かりました。口で幾ら拡大してくれ、直轄を広げてくれと言うたって、ならない。先生は、ふんふん言うて聞くようなことではでならない。

実際問題として、どこが危険で、こういうことで、こうだというデータを持った上で、ここを直轄にしてもらいたいということを、まず砂防事務所の出張所から進めてこない、直轄にならないということが分かりました。

だから、言うだけじゃいかん。実際、専門家によって、どこそこの危険地域をチェックをして、ここを直轄にすべきだという地点をより出して、そしてそれをもって直接、独自の要望活動をしなけりゃいけないということが経験として分かったんですが、町長、その件についてはいかがお考えでしょうか。

○副議長（澤田康雄君）執行部答弁。

町長、澤田和廣君。

○町長（澤田和廣君）お答えします。

もう同感でございます。本当に町の面積が約9割が森林で、急傾斜も多いという本町でございます。一たび大雨に見舞われますと地滑りや土砂災害が、より甚大な被害が発生してまいります。特にもう説明も必要ないかと思っておりますけれども、昨今の気候変動の影響と言われておりますけれども、今まで経験したことないような大雨や、短時間での集中豪雨が発生し、思いも寄らないような地域でも、土砂災害が発生してまいりました。このため、砂防事業は住民の皆様の安心・安全生活のために、なくてはならない事業でございます。直轄は予算規模、それからスピード感とかでもう全然、国の事業は進め方が違うというのは私も実感をしております。

本町では国の直轄砂防事業といたしまして、汗見川流域で事業を進めていただいておりますし、議員、今説明していただきましたけれども、平成30年7月の西日本豪雨で甚大な被害を受けました行川流域と栗の木川の流域で、直轄特定緊急砂防事業ということで、砂防堰堤を進めていただいております。

要望活動といたしましては、四国の、これは吉野川と重信川、奈半利川の流域でございますけれども、直轄砂防事業促進期成同盟会を設立いたしましたして、事業予算の確保とか進捗について、国土交通省や県選出の国会議員のほうにも要望してまいりました。この11月には、先ほども話がありましたとおり、要望してきておるところでございますけれども、期成同盟会で歩調を合わせて要望するということは、これは非常に重要だというふうに思いますが、あわせて、町独自での要望活動も重要だということを実感しております。

私もこの要望に行ったときに、本山町はどういう状況ですかと言われたときに、必ず直轄区間が狭いと、そういう中で、直轄区域は西日本豪雨の際も被害が最小限に抑えられているのに、直轄外のところでは被害が非常に大きかったと。だから国の直轄、県の尽力もいただいておりますけれども、国の直轄で区域を拡大して砂防事業に当たってもらいたいということを、砂防協会へも国土交通省へも、それから県選出の国会議員の場でも、繰り返しその発言をしてきました。

ただ、今ご指摘のとおり、発言だけではなかなか難しいと。やはりこれは国土交通省の方にお伺いすると、なかなか財務省は、そうしたらもう移り住んでもらったらどうなんですかというふうに言われるというぐらい、非常にシビアな予算査定もあるようでございますけれども、そうじゃないんだと、そこで生活されている方は、産業や文化も根づいた地域で生活しているんだから、そういう地域が非常に大事なんだということを、きちっとやはり資料で示して要望していくと、そういうことも大事ですよということも併せて、国の関係者の方なんかにもご指導いただいております。

今後ともそういった指導も受けながら、今ご質問がありましたことにつきまして、一定予算も伴うんじゃないかと思っておりますけれども、そういう資料を作成して要望していくということが大事じゃないかなというふうに私も感じております。

以上です。

○副議長（澤田康雄君）10番、岩本誠生君。

○10番（岩本誠生君）先ほど町長の話されたようなことを、私も国のほうから聞きましたし、それから私もそうだと思います。

当然この南の山から、それからずっと土佐町へわたる五区の墓地周辺、もう山が大きく狂ってきているという状況でありますね、ずっと、南の山から。だから、砂防の対応をする、すなわち直轄にするというときには、こことこの地点だということを明らかに分かって、危険性を持っているということをアピールしないと、なかなか採択してくれない。もうそれも何回も足を運ばなきゃいけないと、こういうことです。ですから、いち早くそういう資料作りをして、これはもう議会、それから執行部共々、この要望活動をしていかなければならないというふうに思うところであります。

次へ進みます。次に、本山町章というのがありますね、町章。あの町章ですが、今新しくできる役場の看板ができていますが、あそこに町の町章をつけていますね。あれ実は、1970年11月30日に、町章として制定をされております。今から約52年ぐらい前

にできた、桜ですね。それで、その一つの制定の基準として、川を表すブルー、青色、それから桜を表すピンク、その色を使った町章をということで規定をされております。

あそこは白黒ですよ。白黒といいますか、色はないです。議会だよりは真っ赤ですよ、真っ赤なピンクです。それから、私どもの名刺、各議員の名刺もピンク、町章だと私は思っていましたけれどもピンク。それから、ほかのあれを見てみますと、周囲の、この花びらの出っ張りのところだけピンクにしているようなものもあります。結局、統一性がない、整合性がない。一体どれをもって町章とすべきかということについては、ちょっと悩みます。

町長、どうですか、やっぱり決めた以上こうだというものを、それぞれ統一をするということが必要じゃないかと思うんですよ。だから、この間、役場へ屋根が建ったときにすぐ、あれピンクをちょっと入れて、桜という雰囲気にしたらどうかなということ、ちょっと出しゃばって話で、話をしたことがあるんですけども、案外取り合ってもらえなかったんですけども。するともせんとも言わなかったんですけども。

結局、そういう町章の規定があるんだったら何とかあれも、この際やから、ちょっとピンクを入れてもらったらよかったかなと思ったりするんですが、町章について、まずどういうふうな認識をしていらっしゃるか、答弁を求めたいと思います。

○副議長（澤田康雄君）執行部答弁。

町長、澤田和廣君。

○町長（澤田和廣君）お答えします。

現在の町章は、昭和45年、議員からご説明があったとおり1970年11月30日に制定をされております。当時の広報もとやまによりますと、昭和44年度に町章を募集して、翌年昭和45年、1970年には、ちょうど新町合併後15周年、町制施行60周年に当たる年でございますけれども、それを記念して制定をされております。先ほど紹介がありましたとおり、青地に桜の花で本山の桜と川を表しており、和と発展が象徴されていますというところでございます。

今回ご指摘をいただきました新庁舎の駐車場入り口に設置しました看板ですが、その表記につきましては、視覚的な面での、いわゆるユニバーサルデザインを意識した意見などもいただきまして、職員の間で、そして庁議でも議論をして、それが見やすい、ユニバーサルデザインとして見やすくていいのかということで、論議をして決定をしました。

そのときに、やはり町章という意識が、意識といいますか制定された理念が、十分私も頭の中になかったという反省もございます。そういったこともございまして、ご指摘のとおり町章として制定された理念は大切にしなければなりませんので、色彩の整合性については、これは看板について検討します。

ただ、職員の中でも解釈に分かれた部分がありまして、青地にという青地ですね、これをどう捉えるのかというのは非常に分かれていまして、桜の縁取りを青で川を表現しておるのか、青地にピンクなのか、それが少し、私も経過が承知しておりませんので分からな

い部分はございましたけれども、いずれにせよ、この色彩の整合性については検討してまいります。

○副議長（澤田康雄君） 10番、岩本誠生君。

○10番（岩本誠生君）今の、桜のマークを青とかいうことではない。あくまでもこの青地は、旗を作るときに旗そのものを青地で、中にピンクの色をした桜をつけるというのが町章というか旗ですね、あのとときの青地の意味です。

だから、単にバッジにつけたり、それから名刺につけたりする場合には、青地をとことまでは想定をしていないと、あくまでも桜を象徴していると、こういうふうに町章の規定では解釈をされるというふうに思いますので、あれに青地を無理むちゃくちゃ入れる必要は全く、私はないと思います。あくまでもピンクでいいんじゃないかというふうに考えます。よろしいですかね、それで。いや、それで青の意味が分かったら。

○副議長（澤田康雄君） 執行部答弁。

町長、澤田和廣君。

○町長（澤田和廣君）非常にこれ議論が分かれまして、町政要覧にも、このピンクに、この縁回りが青でして、これは川を表しているというのに、これを指しているのかなというふうに解釈して、私はかたくなに、それは縁回りが青だと。そうしたら、青地というのはやっぱり違うという職員からの意見をいただき……

○10番（岩本誠生君）それは職員の考えが正しい。

○町長（澤田和廣君）分かりました。参考にさせていただいて、ただ、今ご指摘いただいた、全部を青にする必要はないという話も、そのことについては整合性について検討いたします。

○副議長（澤田康雄君） 10番、岩本誠生君。

○10番（岩本誠生君）分かりました。そういうことで、ひとつ統一性を持ったものでバッヂも名刺も、あそこへ書かれている町章も、どれも統一性があるねと言われるようにしたいなと思っていますので、そういう面でのご配慮をいただいたというふうに思います。

それでは、次へ進んでいきます。次は、この件についても皆さんがずっとご心配されて、食料品や燃料費の値上げ、それから電気料金が来年は30%近く上がるとか、もう様々なものが上がる、住民生活はさらに苦しくなっている。特に高齢者は、年金だけでは生活できない方が50%を超えているということが報じられております。

本町も同様の状況ではないかと思うんでありますけれども、光熱水費なんかは特に生活に影響してまいりますので、あるところでは水道費の基本料金をちょっと免除するとかというような、町独自の施策を講じているところもあるようであります。それから、当然プレミアム商品券というものも含めて、生活支援を行っていかうということで、様々な支援策を講じておるといふふうに聞いていますが、特に本町においては、高齢者等の生活支援、これをぜひともやはり考えておく必要が、前からこれ言っているんですわ。

私も高齢者ですけれども、高齢者としての生活支援というのを考えていかないと、年金

だけで生活している人というのはもう、様々なものがもう上がっていますんで、天引きされたりしたらもう手元に残るお金が少ない。生活できないという状況になっております。どうかここらあたりの生活支援を何らかの形で対応できるような仕組みを考えていかなきゃいけない。

それから、農業とか畜産業の関係、それから畜産業の関係は、もうまさに大変な時期を迎えている。昨日も質問の中にあっただように、飼料の補助金については頭数にしたらどうかというような話も、当然のことですこれ。頭数にしてやらないと、規模によって違ってまいりますね。頭数にして、できるだけの援助をしていく。

それから、前に私、一般質問でも申し上げたんですが、今一番畜産業者で困っているのは、敷わらに代わるもの。もうあのわらはほとんど、予約制でも全くないそうです。それから、おがくずは製材がないのでない。あと、それなら何を求めるかということなんだけれども、なかなかないので、宿毛辺りで大きな畜産業者が、宿毛のバイオマス発電所ができたために、もう畜産をやめてしまったそうですよ。下に敷くチップがなくなったんで、おがくずなんかなくなったんで、やめてしまった。畜産業がもう、何百頭も飼えたところがやめたというような時代を迎えています。

だから、本山町は畜産業がなくなったら大ごとになります。ですから、何らかの形でこのおがくずを作る会社をつくるとか、例えば竹のパウダーを作る機械を前借りによって買って、それで応援するとかというような施策をいち早く、やっぱり打ち出さないといけません。もうそういう状況に、この間も産業土木常任委員会で見に行ってきましたけれども、大変なご苦労をされている。何とかそのことをいち早く取り上げて、タイミングよく支援をしてやるというふうなことを行政として考えるべきじゃないかというふうに思いますが、答弁を求めたいと思います。

○副議長（澤田康雄君）執行部答弁を求めます。

町長、澤田和廣君。

○町長（澤田和廣君）お答えします。

町が今、交付金を活用してのプレミアム付商品券や、それから年末年始の商品券の配布をしておりますし、国のほうでは今、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金ですか、住民税の非課税世帯に対して5万円の、町のほうでもこの申請手続を今、行っているところでございます。今後、その交付金の国の補正予算の動きなんかも見ながら、新たな制度については検討してまいりたいと思っております。

あわせて、農業支援につきましても同様、継続できるもの、恒久的という表現はおかしいですけれども、継続的に事業を進められるもの、それから、やはり一時的にならざるを得ない、財源の問題でということもあろうかと思えます。そういったものも含めまして、適切な支援を行ってまいりたいというふうに考えております。

それから、チップの話ですけれども、この前、林業関係の会合がありまして、そういうチップをする機械のことも話題に上がっておりました。なかなか非常に音がすごらしく

て、山の中で使うことについては、現地では使えるかもしれないけれども、住宅近くではちょっと難しいんじゃないかというご意見もいただきました。少し研究もさせていただきたいというふうに思います。

○副議長（澤田康雄君） 10番、岩本誠生君。

○10番（岩本誠生君）間伐材を利用して、おがくずだけを作るといのはどうなんですか、おがくずだけを。チップというのは、何か雌牛の乳房に刺さるから駄目だというふうに聞いています。だから、あくまでもケンにならないようなおがくずがいいということですね。

おがくずだけ、今までは、おがくずというのは木を板にひいたりして残ったものですが、あれは昔は捨てたりいろいろしていましたが、今はそういうものに使える。だから、あれだけを作るといことを考えてもいいんじゃないかなというふうに思いますけれども、これは検討課題として、そういうものが可能かどうか、おがくずだけを作って、そういう業者に使っていただくといことは可能かどうかといことも、また研究をしていただいたらというふうに思います。

とにかく非常に厳しい経済状況の中で、住民の皆さんは非常に苦勞されております。いろいろ町行政としてできる支援策を今後ともご検討いただいて、対応していただきたいというふうに思うところであります。

次、大きい問題の2番に移ります。

次は、デジタル化の推進についてといこと、前々からこれ、デジタル時代を迎えて我々が何をなすべきかといことを考えなきゃいけない。特にこれは行政のほうにおいてデジタル化を推進することによって、住民のほうにも浸透するといことで、行政のデジタル推進といのが重要だといことで話を進めてきました。そのためには、まず住民の皆さんとの直接の対応から考えて、マイナンバーカードの交付、すなわち普及はどうなっているかといようなことも、同僚議員からも出ておりました。

本山は44.83%という、これ昨日の数字でお話があったところでありました。しかし、非常に低いといこともびっくりしましたね。これ県下で、町で最も大きなのが東洋町のように、73.2%といことで、かなりの高率になっています。ですから、本山も何とか50、60に近づける場合に対応していかなくちゃいけないといことで、夜間にするとか、休日にするとか、いろいろご苦勞されているようでありましたけれども、これ、なぜ作らないのかといことをまず考えてみた場合に、非常に心配されているのは、セキュリティがどうなのかとか、個人情報はどうなのかといようなことについてのご心配をされている向きもあるようでありますので、こういうことが、こういう形で防げてるんでないよといような、やっぱり広報も十分、住民の皆さんにさせていただきたいというふうに思うところであります。

この個人情報の保護方策、セキュリティ対策といものについて、本町として住民の方に、ぜひとも広報していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○副議長（澤田康雄君）執行部答弁を求めます。

総務課長、田岡学君。

○総務課長（田岡学君）10番、岩本議員のご質問にお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、マイナンバーカードの普及率につきましては、全国的にも低調であります。ご指摘のありましたとおり、伸びない要因といたしましては、個人情報の漏えいを懸念するものが一つの要因だというふうに聞くところであります。

マイナンバーカードの普及に当たっては、セキュリティー対策を法律で定めておるといふものがあります。本人確認の徹底というところでは、マイナンバーカードの通知カードか住民票の写しに加えて二つ以上の書類が必要になって、本人のなりすましを防止する施策、あと特定個人情報の保管、作成などの禁止という項目があって、マイナンバーカードを含む個人情報である特定個人情報の収集や保管、特定の個人情報ファイルの作成は、規定されたものだけが許されて、他のものは禁止されておるといふことでありますとか、個人情報保護委員会による監視・監督が独立した組織で徹底されておるといふことと、特定個人情報保護評価というところでの仕組みもつくられておるといふところがあります。マイナンバー法によって罰則規定も設けられておりました、取り扱う行政や民間企業に対しては、セキュリティー対策を万全に期すようにという指導もあります。

こういった安全性も含めて広報するというのは、普及をする上では重要だと思っておりますので、なお必要な資料を基に、広報にも徹底をしていきたいと考えております。

○副議長（澤田康雄君）10番、岩本誠生君。

○10番（岩本誠生君）総務課長の説明でよく分かりました。そのような形で、やっぱり住民の不安をなくしていくということも重要だと思います。それが交付率のアップにつながればと思います。

私も作っておりますが、非常に便利なものでございまして、あっちこっちで出して確認をしてもらっておりますけれども、これがまた先には健康保険証に代わったり、また運転免許にしたりと、いっぱいその機能を持ってくると、逆にこれは大ごとだと、なくしたら大ごとだという、その一つの心配のほうを避けたらいいじゃないかというようなことも考えたりして、不安もあるわけです。必ずしもメリットだけじゃなくて、デメリットのほうもあるかも分かりませんので、今後、これについては十分研究してまいらなければというふうに思っているところであります。

そこで、デジタル社会を迎えて私たちは、高齢者はどうしてもとろいものですから、よう対応せん部分もありますけれども、人材をやっぱり育成をしていかなければいけないと。特に、町職員のデジタルに対する知識、そういうものの研修、そういうものを当然今後、繰り広げられて、県下ではもう本山町がデジタルについてもトップだというぐらいの、やっぱり内容を備えていただきたいと。そうしたら、住民の皆さんは非常に安心する。もうデジタルについては、本町はもうトップだというぐらいのレベルに達しているということ、安心をすると思うんですが、そういうふうな、今後とも人材の養成について、どのよ

うにお考えか。

それから、これ子どもたちと書いていますが、子どもたちと書いているのは、学校教育で、ちょっと聞いてみますと、非常にデジタルが進んでいるようですね。ですから、この答弁はよろしいです、調べました私は、もう自分で。準備されているかも分かりませんが、十分進んでいるということで、まずは役場職員のデジタルの人材育成の研修等について、どのようにお考えかお聞きしたいと思います。

○副議長（澤田康雄君）執行部答弁。

総務課長、田岡学君。

○総務課長（田岡学君）10番、岩本議員のご質問にお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、このデジタル化の推進につきましては、国そして県レベルで急速な勢いで進んでおりまして、様々な情報がこれに移り変わっていくという世の中になっております。

そういう中で、本町といたしましても様々な情報が寄せられるという中で、現在総務課に部門を置いて、業務の一部の中で進めておりますけれども、なかなか限られた人数で対応しておるところがありまして、万全に、また議員からもあったような、本山町がトップになるようなということでは、準備をしていかなければなりませんけれども、なかなか追いついていないというのが現状であります。そういう意味では、やっぱりきちっとした職員体制と、やはり人材を育てていくという仕組みが必要だと考えております。

ご指摘のありました研修につきましては、県からも指導もありますので、職員研修なんかを通じて共有しながら、新たな時代に対応していく体制を整えてまいりたいと考えております。

○副議長（澤田康雄君）10番、岩本誠生君。

○10番（岩本誠生君）情報化の時代を迎え、まさに計画に基づいて今後進めていかなきゃいけませんし、課長はそういう情報化の問題については、非常に専門的な知識もお持ちのようでありますので、期待をいたしておりますから、ぜひとも頑張ってくださいというふうに思います。ぜひともその人材養成にはよろしくお願いを申し上げまして、次の項目に進みます。

次は教育関係。これ9月に同僚議員から質問がありまして、大ざっぱな答弁はありました。しかし、あれではなかなか、本当は納得すべきじゃないですが、あの時点ではそれぐらいしか話せなかったかなというふうに思って、再度質問をさせていただきます。

嶺北中学校体育館の建設に係る基本計画。基本計画がもうすぐでできやらんと、来年には間に合わんですが、基本計画等についてどのようになっているか。時期的に位置の決定、位置が決定したら地質の調査、それから県との調整、そういうことがどのように進行しているのかということも、あわせてお聞かせをいただきたいと思います。

○副議長（澤田康雄君）執行部答弁を求めます。

教育長、大西千之君。

○教育長（大西千之君） 10 番、岩本誠生議員の質問に対し、答弁を申し上げます。

嶺北中学校の体育館建設についてでございますが、まず計画地につきまして、生徒の利便性を考え、嶺北中学校の近く、高校の敷地内で計画をするということで検討を進めてきました。また、中学校の部活動の状況等の確認も行ってきたところです。

嶺北高校の敷地内で計画するに当たりまして検討する中で、現在ある教室、建物が、南と北に教室棟の建物がございまして、そして体育館がありますが、こういった体育館の建物に隣接して建設することは、その施設への耐火工事が必要になるというようなことも分かり、あまり隣接をしますと建設にかかる費用が増加する、あるいは工事期間が長くなってしまふということが判明をいたしました。そして、嶺北高校とも調整を行いながら、グラウンドのほうに建設する場合は、中学校、高校のグラウンドとしての活用機能に影響がない場所を選定をしていこうということで、検討を行ってきたところでございます。

結果、最適な場所としまして、嶺北高校にプールがございまして、その西側で整備計画を進めていこうとしております。

これからのスケジュールでございますが、まず、予算確保についてでございます。

令和4年度に、令和5年度整備計画の計画書を提出をしております。そして、今後、国、県等の支援につきましては、令和5年度、4月に入りまして認定申請書の提出、6月中旬から下旬にかけて一次認定の予定、7月から8月に交付決定。これまでの補助の規定では、そういった日程になっております。

また、県との協議を進めているところでございます。高校の敷地である県有地の借地が必要になるため協議を進めておりまして、県教育委員会を窓口、財産管理となる県庁の担当課と協議を進めるということにしております。また、プール西側には、現在部室で使っている建物がございまして、その建物につきましては、平成18年度に整備をされておりますので、その処分につきまして担当した県の担当課と現在、処分の方法について協議をしているところでございます。書類の提出等が必要であるということで、準備をしているところであります。

次に、工事のスケジュールでございますが、令和5年度、4月に入りましてすぐに、埋蔵文化財の確認調査をするように計画しております。そして、予定どおりにいけば、6月に実施設計及び地質調査を発注していきたいというふうに考えておりまして、実施設計完了後に工事の発注を行いまして、令和5年度に建設の工事にも着手をしていきたいというふうに考えております。

体育館施設の規模でございますが、これまでもお話をしてまいりましたが、フロア、アリーナの部分を有効に取るということ、そして、通常体育館にございまして倉庫、トイレ、玄関等をしまして、舞台を取りますと、どうしてもその部分が制限を受けますので、舞台については取らずにアリーナの部分を確保していくといったことで、計画をしているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○副議長（澤田康雄君） 10番、岩本誠生君。

○10番（岩本誠生君）非常に分かりやすく具体的な説明で、ありがとうございました。5年には着手できるという見通しが立っているようであります。

さっき、埋蔵文化財の何か、あれ言いましたけれども、あの周辺はちょうど、五十数年前に私、野球やっておりましたときに、バックネットがあった周辺なんですけれども、バックネット、かなり掘っています。こじゃんと掘ってバックネットを造ったりしておりますので、文化財は出てこないと思いますが、出てきたら大変ですけれども、出てこないと思います。ほとんど掘り尽くしておりますので。

もし出てくれば、また工期にも支障を来すというふうに思いますけれども、また早くそういうものの調査をしていただきたいと思います。ご努力に感謝をいたしたいと思います。

次は、それはもうそれで分かりました。本山町の教育支援センターの活動状況についてお伺いをしたいと思いますが、不登校児の対応のために教育支援センターを設置して対応してきたんですが、土佐町にアコというのがありまして、いろいろ問題になって、本山町での独自の教育支援をとということで、センターをつくり上げたわけです。これの現状ですね、活動状況等もお聞かせいただきたいと思います。

これは、内容はこれでもう十分伝わっていると思いますので、答弁を求めたいと思います。

○副議長（澤田康雄君） 執行部答弁を求めます。

教育長、大西千之君。

○教育長（大西千之君） 自席で答弁させていただきます。

現在、本山町教育支援センターみらいとして、令和3年度に設置をしておりますが、その目的を若干、紹介をさせていただきます。

本山町では不登校児童生徒に対し、集団生活への適応指導を行い、その自主性及び主体性を育成するとともに人間関係の改善を図り、学校生活への復帰を支援し、もって社会的自立に資するための教育支援センターみらいを令和3年度に設置しております。

センターみらいは、本山町の学校に在籍する小学生、中学生で学校へ行きづらいお子さんの居場所です。集団生活への適応や情緒の安定、基礎学力の補充、基本的な生活習慣の改善等のための相談支援を行うというふうになっております。

入所を希望する児童生徒の保護者は、本山町教育支援センターみらい入所願を、在籍する学校の校長に提出をするということになっております。校長先生、学校は、入所の提出があった場合、申請のあった児童生徒の出欠状況、生活状況、保護者の状況及び学校の対応を調査し、入所が適当と認めるときには、本山町教育支援センターみらい入所申請書に必要な事項を記入していただいて、教育委員会教育長に提出するといった手続になっております。

現在の活動状況でございますが、みらいはプラチナセンターの中に設置をされておりました、令和3年度より、学校へ行きづらい、集団生活が苦手な子どもたちが複数入所し、

活動をしております。子どもたちの居場所として利用されておまして、学習活動をみらいで行っておりますが、利用する子どもたちと話し合いをしながら、理科や総合学習など学習時間には学校に行き、授業も行い、給食も学校で一緒に食べているといった活動になっております。

学校とみらいは常時連携できる体制が取れておまして、子どもの状態を見て関係機関につなげるサポート体制もあります。受入れ体制につきましては、現在、所長と支援員による体制で行っておりまして、教員資格を持った職員による、多岐にわたる支援対応ができる体制を取っております。今後、受入れ人数が増えた場合、体制の充実につきましては、柔軟に対応していかないといけないというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○副議長（澤田康雄君） 10番、岩本誠生君。

○10番（岩本誠生君） 分かりました。従前、土佐町でもいろいろ問題になっておった、不登校の子どもたちの対応ということで、土佐町も支援センターを設立して、独自で子どもたちの指導に当たっているようであります。

あのときにフリースクール的なものができて、ちょっと教育関係が混乱をしておったという時期がありました。しかし、今は非常に正常な形で、公立の教育支援センターを中心に、子どもたちへの不登校対策が行われているということで、両町ともスムーズに行っていると思いますが、ともすれば、法律が十分な機能を果たせないことになってくると独自で、例えばフリースクールなんかをつくって対応しようかというような人たちも現れてくるわけでありまして。そうなってくると、また教育が混乱をしていくということもありますので、教育支援センターの充実については、なお一層、今後とも努力をしていただいて、効果が上がる対応を取っていただきたいということをお願いをしておきたいと思っております。

教育関係は以上でよろしゅうございます。ありがとうございました。

次は最後、防災関係です。これは総務課長がいらっしゃるので簡単に答弁いただけると思うんですが、県の制度を利用して、震災時の火災防止対策として感震ブレイカーを各戸に設置するというのを、声高らかに答弁をいただきました。その後どうなっているかというのがさっぱり伝わってきません。いかがになっておりますか、答弁を求めたいと思えます。建設課長か、これ。すみません、失礼しました。

○副議長（澤田康雄君） 執行部答弁。

建設課長、前田幸二君。

○建設課長（前田幸二君） 10番、岩本議員の一般質問につきまして答弁をさせていただきます。

感震ブレイカーのほうも耐震改修等の事業の中に入っておりますので、建設課のほうで所管をしております。感震ブレイカーの設置については、制度設計とか要綱等を検討させていただきましたところでは。

今回、令和5年度の当初予算に組んで、国費の事業で計上するように予定をしております。住宅の耐震化の促進事業、この中で家具等の安全対策事業というのがありまして、これ感震ブレーカーも新たに組み込まれたところです。この家具等安全対策では、家具等の転倒防止やガラスの飛散防止などの対策も取り入れることができるということで、資材のみの購入も、取付け費込みのどちらも対象となるものであります。

本町では耐震診断とか耐震改修のほうを積極的に進めていますが、耐震改修に加えて火災防止のための感震ブレーカーも事業の中に追加をしていくと。耐震が終わったので、建物は地震で壊れなかったけれども、漏電で燃えてしまったというようなことがないように取り組んで進めていきたいと考えています。

以上です。

○副議長（澤田康雄君）10番、岩本誠生君。

○10番（岩本誠生君）まさか建設でやっているとは思わなかったです。大体あれ、ずっと総務で話をしてきたんですけれども、前は。

ということになりますと、今、国庫補助というような話をしておりましたね。ちょっと私の、お話で聞いた県費補助の関係とのずれが、そこに生じておると思うんですが、それは今、建設課長、耐震化をしたところに一緒にひっついとるといような話だったんですが、それ、これだけを各戸につけるといような事業じゃないでしょう、これ。

○建設課長（前田幸二君）いや、それもできます。

○10番（岩本誠生君）いや、それもできますじゃないでしょう、それをやるのかどうかと聞きよるんですよ。それを各戸につける事業を、それは総務でも建設でもええですが、やるんですかと言うたら、今のように耐震化をして、それへひっついてどうのこうのいう話だから、こんな一般の耐震化は既にできているということか、感震ブレーカーがついていないところはつけてもらえるのかどうか、そこら辺も確認をしたいんですが、もう一遍、ちょっと答弁してください。

これは早うにしないと、次にそれをするとすると、また違う防災対策をせないかんといふことで、まずそれを急いでいるわけですね。

○副議長（澤田康雄君）執行部答弁。

建設課長、前田幸二君。

○建設課長（前田幸二君）単にメニューの中で分かれているというだけで、当然感震ブレーカーの設置につきましては進めていきますし、耐震事業をやったところにしかけられんとかいう、そういうものではありません。ただ広くメニューにあるということだけで、感震ブレーカーのほうは当初のほうで計上させていただいて、進めていくということになっております。

○副議長（澤田康雄君）10番、岩本誠生君。

○10番（岩本誠生君）まだ分かりにくい。僕ちょっと調子悪いんだらうか、分かりにくいですよ。それは各戸につけるといふことを条件にやるのか、希望者が申し出てつけるよ

うにするのか。

本山町の行政として、防災対策として各戸につけますよという話をずっと進めてきたんです、私は。ところが、今のだと、メニューにあるよというだけであって、それを全部の家庭につけるということではないんですか。そこをはっきりして。

○副議長（澤田康雄君）執行部答弁。

建設課長、前田幸二君。

○建設課長（前田幸二君）感震ブレーカーにつきましては、ほかの事業と一緒に、要望によって設置をするような形を取っております。

以上です。

○副議長（澤田康雄君）10番、岩本誠生君。

○10番（岩本誠生君）要望によってということですね。私がこの例を出したのは、高知市内の例を出したと思うんですよね。高知市内は全戸に配布をして、つけているということを行ったわけです。

これ、希望者によってとか何とかかんとか言いますと、なかなかつかないんですよ。転倒防止もそうでしょう、どれだけ普及していますか、転倒防止の補助金を出しますからやってくれよと言っても、なかなか普及していない。だから、全戸につけますよと、町の行政として、防災事業としてこうしますよということを出さないと、なかなかいかんのですよ。ちょっとそこら辺、もう一遍それを確認してください。

総務、私、総務に言うたのは、全戸に何とかありませんかという話をしてきたんですよ。それを今聞くと、希望者が来たらやりますよという話になっていますということですが、町の防災対策としてできませんかと言ったら、そうやりましょうという話をしたから、それはよかったかと、いつやるのかなと思って質問したら、急に建設に替わっているというから。ちょっと、県費では全戸につけられるのに、国庫でやったらそうやって希望しか対応できないのかということになってしまいうんで、ちょっと話が分からない。

○副議長（澤田康雄君）執行部答弁。

総務課長、田岡学君。

○総務課長（田岡学君）ご質問にお答えします。

たしか6月議会だったと思います、議長、岩本議員のほうから提案がありまして、検討し進めておりました。で、事業メニューといたしましては、問合せをしたところ、この耐震改修事業という事業の中にメニューがありまして、その中で盛り込んでいこうということで庁内で協議をし、耐震改修事業のメニューの中で、今まで建設課長から説明のあったとおりで、そのメニューの中に組み入れて、今度令和5年度に予算を計上するというようにしております。

ご質問の提案のあったときには、全戸に構えてという話もあったんですけども、この間の論議の中で、要望に応じて対応していく方法を取ろうということになりまして、今回お答えをしておるといふところであります。

○副議長（澤田康雄君） 10番、岩本誠生君。

○10番（岩本誠生君）町長にお伺いします。やっぱり本町の防災対策として、うちは津波がないですから、その防御は今のところ心配ないんですけども、まず火災なんですよ。震災における火災を心配しているわけですが、それによって尊い人命が救われる、財産も守れるということで、当然町長もご存じのとおりですよ、震災に対する被災の状況というのは、山間部においては何が起こってどうなのかということ。

だから、特に火災ということを中心に考えた場合に、全戸に配布するというぐらいの、そう高いものじゃないですから、全戸に配布するというので、県費補助でいけばどうでしょうかという提案も申し上げたと。ちょっとそれでニュアンスが変わってきた。検討したら、希望者に対してだけやるというようなことになったということですが、そこらあたり本町の防災に対する姿勢ということについて、この対応をどう思うか、答弁を求めます。

○副議長（澤田康雄君）執行部答弁を求めます。

○町長（澤田和廣君）ちょっと休憩をいただけますか。

○副議長（澤田康雄君）意見調整のため、暫時休憩します。

休憩 15：49

再開 16：00

○副議長（澤田康雄君）休憩前に引き続き会議を開きます。

執行部答弁。

町長、澤田和廣君。

○町長（澤田和廣君）お答えします。

議員ご指摘のとおり、震災時のこういう内陸地につきましては、火災防止対策が非常に重要であることは、もう議員と同じ認識でございます。

感震ブレイカーにつきましては、そのブレイカーの種類によって幾つかタイプもあるようでございます。それから、各戸へ普及すると、配っただけではどうもなかなか取付けも厳しいものもあるかもしれません。全戸に設置という方向で、自主防災組織の皆様や消防団の皆様などにご協力なんかもいただけるようでしたら、そういうご協力もいただいて、全戸に設置に向けて取り組んでまいります。

○副議長（澤田康雄君） 10番、岩本誠生君。

○10番（岩本誠生君）町長の答弁で了解をいたしました。ありがとうございました。

それでは、次へ進みます。公費の補助によって防災士の資格を大分、本町においても取られているというふうに思うんですけども、せっかく取った資格が、どうも生かされていないということは、前々から指摘をしたとおりであります。

資格を持った人たちの組織、防災士会的なものをやっぱり本町にもつくって、自主防災組織等との連携を深めて、本町の防災対策をより充実させることが必要ではないかという

ふうに考えるのでありますが、いかがでしょうか。

○副議長（澤田康雄君）執行部答弁。

総務課長、田岡学君。

○総務課長（田岡学君） 10番、岩本議員のご質問にお答えいたします。

町内の現在の防災士は27名おいでまして、平成25年から公費による防災士資格の取得の支援を開始しております。25年から対象となりましたのは、27名のうち13名の方が公費補助によって資格を取得をされております。例年、自主防災組織の協議会、行政連絡で養成講座の案内や取得補助についての周知を行っておるところであります。

自主防災組織の代表者の方などが資格を取得をされて、地域のリーダーとして活動していただいている場合は多いわけですが、取得者のその後の活動状況については、十分整理ができていない現状があります。

ご指摘のありましたとおり、防災時における役割が大変重要になってくる中で、今後、取得をされた方が集まって、活動の支援をいただけるような仕組みづくりが必要だというのは認識をしておりますので、取組を進めていきたいと考えております。

○副議長（澤田康雄君） 10番、岩本誠生君。

○10番（岩本誠生君） 了解しました。そのような形で対応をお願いをいたしたいと思えます。

次、3番目、本町の防災会議なんですけれども、これ何か開かれているとは思いますが、どうも開いたという情報が流れてきません。当然この防災会議は、本町内における公的機関等との連携を深めていくための重要な会議でありますし、情報交換の場であるとも思います。

この定期的開催すべき防災会議、どのような状況になっているか、そして本年、まだ開かれていないかも分かりませんが、本年はどうなったのか、そこらあたりも含めて経過を教えてくださいたいと思えます。

○副議長（澤田康雄君）執行部答弁。

総務課長、田岡学君。

○総務課長（田岡学君） 10番、岩本議員のご質問にお答えいたします。

ご指摘のとおり、防災会議につきましては、できていない現状がありまして、これについてはお断りをしなければなりません。27年度に改定をして実施をしてきたところ以降、会議ができておりません。令和3年度には、防災計画の一部の改定のために書面による防災会議の案内をし、ご承認いただいて一部を変更した経過はあります。

定期的な見直しは当然必要でありますし、一堂に会して防災についての研究をしていかなければなりません。本年度も開催に向けて担当部署として取組を進めておりますので、早期に開催ができるよう努めてまいります。

○副議長（澤田康雄君） 10番、岩本誠生君。

○10番（岩本誠生君） かなり長いこと開いていなかったということですが、幸い

にして災害も起こらなかったわけですけれども、これから先、またどうなるか分からないということから考えれば、やはり防災会議を開催し、本山町防災計画に基づいて、一朝有事の際にどのように行動したいのか、やっぱり各機関の情報交換が非常に必要だと私は思います。ぜひともこれについては、年に1回ないし2回となっていると思うんですが、ぜひとも開催をしていただきたいというふうに思います。

以上、通告をしてありました項目を全て終わりましたので、これで終わりたいと思いますが、前段で町長と論議をしました更新住宅の問題は、やっぱり行政の信頼という問題、それから住民の熱意という問題、それから議会の建議という問題、様々な要素を含んでおります。私は、そういう意味では非常に慎重に、腹を割って話し合う必要があると思うし、町長がやはりリーダーシップを取るべきであるというふうに思います。ぜひともそういう面で、今後とも町長のこれからのこれに対する対応を、期待をしたいと思います。

以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○副議長（澤田康雄君）これをもって、10番、岩本誠生君の一般質問を終わります。

これをもって一般質問を終わります。

議長交代のため、暫時休憩します。

休憩 16:06

再開 16:07

○議長（岩本誠生君）休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

○議長（岩本誠生君）以上をもちまして、通告を受けました一般質問は全て終わりました。

これをもって一般質問を終わります。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれをもって散会いたします。

お疲れさまでした。

午後 4時08分 散会